

大日本地震史料

卷之八

自寶永四年十一月
至天明三年六月

寶永四年十一月二十三日辛未、駿河國富士郡、昨日晝時ヨリ本日五ツ半時ニ涉リ、地震フコト三十度ニ及ビ、四ツ時ニ至リ、富士山大ニ鳴動シテ黒雲天ヲ焦シ、火石泥砂ヲ噴出スルコト夥シク、火口ノ傍ニ一山ヲ涌出セリ、後之ヲ寶永山ト名ク、翌月八日夜、鳴動又強ク、夫ヨリ靜止セリ、是時、相摸、武藏等ノ近國ハ、皆降灰ノ害ヲ被レリ

〔秋元家舊記〕

寶永四年十一月廿二日之夜、輕キ地震度々、同廿三日又地震、同晝八ツ時分より雷、其上灰降、七ツ半時分、平日之暮時分同前に暗有之、同暮時より砂降、

〔基熙公記〕

寶永四年十二月三日四日、從關東有書札、奇恠々々、可愼可愼、爲後代微細書狀之趣注之、

一筆申入參候、○中略さては廿三日巳刻時分、地しんのや

うに、戸じやうじなど、ひぶきも地しんにては御ざなく、ゆらくといいたし、きみわろく候て、度々庭へ出申候やうに御ざ候、夜にかけさやうに御ざ候て、空の色も何とやらん打くもりあしく御ざ候て、そのうへにかやうにはい砂のやうなるものふり申候、つゝみてかき付、御めにかき參候、いづかたも山なごやけ申候やと申候へごも、空のけしき一めんにて、何ともみわけがたく御ざ候、ひる七つ時分より、(燈)さじきのうちにもひをともし參候やうに御ざ候、廿三日そとををり候者ごも、目口へはいなご入候てありきかね申候よし、ひぶき申候は、にし南のかたよりにて御ざ候、廿三日夜中たえずひぶき候て、廿四日にもおなじ通にて御ざ候、さりながら朝はそらはれ申候、それゆへに(急)おもて庭の山より、たしかに遠山のやけ申候よし見え申候、それにて地しんにては御ざなきとあんごいたし參候、大納言様○家宣も御らんせられ、わたくしもみ參候、さてさてすさまじくおそろしき事にて御ざ候、いづかたのともいまだしれ申さず候、やがて注進御座候はんまゝ、しれ次第さうく申上候べく候、まづ(急)こそとりく(急)にさたいたして御きづかいあそばし候はんまゝ、此ををり申上候やうにこの事にて御ざ候、さてもい

まだひゞき御ざ候て、やけ申候煙、空にみち申候て打くも
り、もふくくしき天氣にておはしまし、北の方少しはれやか
に御ざ候のみにて、はいすなふり候て、さしきのうちもけ
ふり候やうに御ざ候、何ともさうくくしき天氣相にて御
ざ候、夕ぐれには神なりさへそひ參候て、すさまじく御ざ
候、いつぞや下され候たき物なごたき、吉來香をもたき參
候て、すいぶんくくつゝしみる參候、かしく、

廿五日夜

ひ

前關白様にて

たれにも御中

返く地しんとはぞんじ候はねども、たえずかやうに
びりくくしひゞき候へば、きみあしく心さはがしく、は
やく世もしづかになり候かしてねんじ參候、さりなが
ら大納言様御きげんよく御ぶじにて、右近もかはり事
なく、その外めしつかひのものども、とりくつゝがな
くさふらひ候、何もく御きづかひあそばし候まじく
候、しと、

又四日、到來文、

一筆申入參候、○申さてはひゞきのやうなる事も、大かた
しづまり參候、晚方注進御ざ候とて、此書付まいり候ま

ま、御めにかけて參候、代官所より書付いまだまいり候はず
候、もしまいり候はゞ、又々御めにかけて參候べく候、はい
もふりつみ參候、そらはいまだはれくもり參候て、日かげ
も見えかね參候、夜に入候ても、ほしなど見え參候事も御
ざ候、又みえかね參候事も御ざ候、はいなど庭につもり
參候、雪のふゞきなどのやうに、あなたこなたにつもり參
候て御ざ候、何とやらんきみあしきものにて御ざ候、はや
くしづかになりまいらせ候へかしてねんじ參候、しと、

廿六日

ひ

前關白様にて

たれにても御中

返くむかじよりふじ山やけ申候事は、あまりさいさ
いはなき事のようけ給り候て、おそろしくぞんじ參
候、しと、

江戸へ吉原之者注進如此、即續加之、○下文昨廿二日云、
云問屋注進ヲ云フ、
又當月三日の文、今日到來、彼ひゞきもしづまり、おだやか
に御ざ候よし也、

凡今度大變連續、富士山燒事、灰砂降事、古今未曾有也、凡灰
之體、子ズミ色にてワラのハイのやう也、又一色はテツノヤ
ケクツ歟、其色クロシ、金剛砂コンゴウシヤウのやう也、又燒石大

小、駿州の内、コブシ程なるあり、又大小の粟程のもあり、其
かろき事瓢タンの如し、難記之間漸書之、

又四日、姫君○近衛基熙ノ女ニテ、
徳川家宣ノ室タリ侍の者、有用事進書狀、其書

中微細之間注之、取要、

一當地砂降候事、于今止不申、雨風之節は、別てふり申候、先
達て申上候通、富士山すばしり口と申所焼申候、爲見分御
徒目付三人被遣候所、焼候山四里近く迄參候へ共、其方前
へは中々石なごふり申候而難義、尤四五里之間、家居一軒
も無之、或は焼失、或はつぶれ、人壹人も無之、畜類も事之
外難義之體相みへ申候由に御座候、右之砂、水戸邊、上總、
下總、安房、尤相摸鎌倉邊、江戸よりは深くふり申候沙汰
に御座候、砂故に御座候哉、病人も數多御座候、去る朔日
之御禮にも、尾張殿、紀昃殿を始八十二人之病氣斷にて登
城無之候、其以下家々、事之外病人多く、別て難儀仕候、併
損じ申様成病氣にて無之候、五七日之内、得快氣申事に
候、

又

昨廿二日ひる八時より、今廿三日五ツ半までの内、ちしん
まもなく三十どほごふるひ、少々このり候半くづれのい
る、また候ふるひくづし申候、その上同じく四ツ（一）より、

寶永四年

ふじ山おびたごしくなりいで、其ひごきふじごほり中へ
ひごきわたり、大小の男女ともにせつ絶死仕候ものおほく
御座候へごも、死人は御座なく候、かかる所に同じ山雪の
ながれ、木だちのさかひよりおびたごしくけふりまき出
し、なをもつて山大地ともになりわたり、ふじごほり中一
へんのけふり、二時ばかりうづまき申、いかやうの儀とも
ぞんじたてまつらず、人々とはうをうこなひまかりあり
候、ひるの内はけふりばかりとあひみえ、くれ六ツ時よ
り、右のけふり皆火煙にあひ見へ申候、此うへいかやうの
儀にまかりなるべきもぞんじたてまつらず候、右のだん
おそれながら御ちうしん申上候、以上、

駿河富士郡

十一月廿三日

吉原宿

問屋

年寄

右之とをり（註）、駿劔よしはら宿より、こゆくつきを以て、た

だ今ちうしんつかまつり候間申上候、もつとも御たいく
わんのせ權兵衛方々は、いまだなにとも申きたらず候、以
上、

十一月廿五日（四カ）

安藤筑後守

石尾阿波守

五年正月廿八日、○中略長之朝臣、自道中富士山新山出來之圖書進之、仍加之、○圖略又昔の山の體、爲後代余書之加之、名山形異變、可惜々々、凡自上古以來、山河地形、或洪水、或地震、彼是變異、尤可然云々、去年下向關東、見富士山、今日山形相變、人間世界、日々無不變物、不足驚、但富士山體相變、返々惜哉々々、

〔伊東志摩守日記〕

○志摩守、時ニ江戸ニアリ、

寶永四丁亥年十一月廿三日、夜中々空曇、夜明候得而も曇有之候、

二三日此方、毎日曇候得共、少々晴候、丸雪少々降候日茂有之候、雨は當月十日の晚降候後、降不申候、

巳刻時分々南西之方に青黒き山のごとくの雲多く出申候は、地は震不申候へ而震動間もなくいたし、家震、障子強鳴申候、風少も吹不申候、午之刻時分々南之方に而雷鳴出、黒雲之内稲光強いたし候、雷鳴可申前には、震動強いたし候北之方江も白雲次第にお（ほ）ひ、惣天曇、午之中刻（ほ）かねずみ色のはいのごとくの砂多く降申候、南西の黒雲少は薄成申候、未之刻時分々震動止申候、空は厚白曇に成、南の方にて時々鳴、

稲光夜中いたし、雷鳴可申前には動揺いたし候、遠天にて鳴雷のひゞき強、地動き戸障子なり申候、雷聲ことの外長く有之候、夜に入候へ而降候砂色黒く、常之川砂成、晝夜降候砂、凡二三分程つもり申候、四ツ時々空少々晴、星出、砂降申候、夜半々常の如月出候、北東は晴、西南は黒雲退不申候、七ツ半時震動強いたし、西南の方稲光いたし、雷鳴申候、七ツ半過々西風吹出し、明六ツ前迄吹申候、風出候ば震動和申候、六ツ前風止申、少づゝ吹申候、

翌廿四日、朝六ツ時之天色、北之方は晴、西南黒青き雲厚出、東之方江も少々右雲廻り申候、昨日之通り震動いたし、西南の方にて雷鳴稲光いたし候、西之方（とカ）は北之方、次第に黒雲退晴候、五ツ時々日、天中晴候處へ登候故、日光出申候、四ツ前々雷聲止、動揺もやみ申候、南之方黒雲は晴不申、九ツ過より西風少々吹、午之刻過々西南の方薄青雲、東之方江次第廻り天中迄、日薄曇候、西風少々吹、北之方西半分相晴申候、七ツ時々又震動少々いたし候、西風日入前より止申候、夜入五ツ前少々強地震ゆり申候、地震いたし、震動少々やみ、時々少々づゝいたし候、風少も不吹、星出候得共、光無之候、南西之方黒雲登、半天にお（ほ）ひ有之候、南之方にて稲光強雷聲時時いたし候、九ツ前に少々地震いたし候、震動時々少づゝい

たし候、南之方に而雷聲、時夜中いたし候、稻光いたし候、西
之方半分程、南は一面に、東之方江も黒雲かゝり申候、

廿五日、朝天色、西之方半分程、南一面、東之方江雲廻り黒く

曇、次第に天中におくい、日光をおくひ申候、北は晴申有之

候、雷夜中の通り時々南方にて鳴り、地にひびきいたし候得

ど、戸障子にひびけ申候、雷聲長く鳴申候、四ツ時には次第

に黒雲東へ廻り、天中江南方押し候、風少も無之、震動相

止申候、九ツ時方黒雲東之方江廻り候、雷時々如前に鳴申

候、八ツ過時々天半餘曇、東南之方如霧に有之、近家も見分

無之候、七ツ時方黒き砂少づゝ降申候、雷も時々南之方に而

鳴申候、日暮候ばくらく有之、少之先も見へ不申候、八ツ半

前に砂降止申候、北之方空晴申、夜中時々南方にて雷鳴候、

おとに遠近有之候、夜中風少も吹不申候、

富士の狂歌

鳴音は、あらおもしろや、神遊び、道すなをにて、天下太平、

あし高や、富士と三里に、炎すへて、氣をひきさげて、下はうるおひ、

時行風の歌

これやこの、行も歸るも、風吹て、しるもしらぬも、みなせきにけり、

廿六日、朝南東方黒雲、天中半餘おくひ、北之方晴申候、辰下

刻方南風少々吹、黒雲次第おくい出、黒き砂頃日方者大きく

粟つぶ程の多降、屋根へ落候に、雨のごとくにおといたし候、

雷時々東南にて鳴候、晝過か天中之黒雲少々薄くなり、日光
のかけ見へ申候、東方黒雲北之方へ廻り黒雲おくひ申候、雷

聲は八ツ時方鳴不申候、暮六ツ時前か少砂小降に成申候、天

中之黒雲薄有之、昨夜程にくらく無之候、夜九ツ半時方砂降

止候、砂二三分もつもり申候、天中少晴申候、雷時々東南之

方にて鳴申候、頃日方も雷聲遠きこへ間遠に鳴申候、夜中か

西北之風少々吹申候、

廿七日、東南黒雲退、四方一面に白雲になり、雪降空のごと

くに有之、西北之風少々吹申候、頃日か天色静に見へ申候、

書前か東南之方に薄黒雲出候へ而、次第に北之方へ黒雲東

かおくい申候、風少も吹不申候、七ツ時方北風少々吹、北之

方江おくい候黒雲、南之方へ廻り、北之方晴、右黒雲天中に

おくい、七ツ半時方おくい、黒き砂降申候、次第に黒雲南江

行、夜四ツ半時方砂降止、空少々晴、星出候、夜中時々震動い

たし候、雷聲遠少々きこへ申候、時々、

廿七日に江島岩本院か狀被差越、如此被申越候、

一筆啓上仕候、其御地御静謐にて、御手前様彌御堅固被成

御坐候哉、承度奉存候、然者當地一昨廿三日之暮か大雷石

降、同夜夥敷雷鳴砂降震動、戸障子響、翌廿四日朝少晴、已

之刻過夥敷雷鳴砂降震動、月夜か昏、燈用申候、終日砂降、

震災豫防調査報告第四十六號

甲

雷電強響、夜入迄止不申候、今廿五日止候得共、于今雷鳴響動止不申、落付不申候、併上下無恙罷在候、其元如何御坐候哉承度存、飛脚申上候、取込早々申殘候、恐惶謹言、

十一月廿五日夜

岩本院書判

伊東志摩守様

人々御中

廿八日、朝霜多降申候、北之方晴、南之方曇申候、五ツ半前震動餘程致、四ツ時々總天白薄曇候、雲薄故日光者有之候、東南薄黒雲少も不退つかへ、終日天半分内に^(行カ)有之候、北西相晴申候、夜中雲右之通にて、東南之方にて雷聲遠く時々可申候、

廿九日、^{至冬}朝霜餘程降候、東南に薄黒雲出不退有之候、西北

は晴申候、晝時々次第東南之薄黒雲、天中江^(ほひ)おほい日光を覆

申候、北風少々吹申候、七ツ時には黒雲天中におほい、西北

も白雲になり申候、暮六ツ時、東南之方々薄黒き雲、天中江押

^(ほひ)おほい、星も見へ不申候、西北之方は白雲に成候、風よい之

内は少も吹不申候、四ツ半時より砂少々降、七ツ過迄降候へ

而止候、八ツ半時、震動時々いたし、稻光度々致候、雷時々東

南之方遠天に而鳴申候、七ツ半時々雨降出し候得て、震動雷

止申候、

駿河富士郡吉原宿問屋年寄々注進書之趣、寫シ、

昨廿二日晝八ツ時々、今廿三日五ツ半時迄之内地震、無間も三十度程震、少々殘候半潰之家、又候震潰申候、其上同四ツ時々富士山夥敷鳴出、其響、富士郡中江響渡り、大小之男女共絶入仕候者多く御坐候得共、死人者無御坐候、然處に同山雪之流、木立之境より夥敷烟卷出、猶御山大山共に鳴渡り、富士郡中一篇之煙と二時許うす卷申候、如何様之儀共不奉存候、人々十方を失罷在候、晝之内者煙許と相見へ候、暮六ツ時々右之煙皆火煙に見へ申候、此上いか様之義に可罷成不奉存候、右之段乍恐御注進申上候、以上、

駿河富士郡吉原宿

十一月廿三日

問屋

年寄

卅日、朝南東黒雲退、四方白雲に成、雨降申候、少々之間止候得ては又雨降申候、北風少々々、吹申候、晝九ツ過々雨止、薄雲りになり、雲中々日光差出申候、夕方に成西北晴申候、東南々薄黒き雲、天半内におほい有之候、薄黒き雲之内に白雲引はへ、黒雲之内とぎれ有之候、頃日のごとく根黒き雲は無之候、暮候へ而四ツ過々砂少々降出し、四ツ半過迄ふり申候へ而止申候、夫々あかるくなり申候、又八ツ々くらく黒雲

おほい出、砂多く七ツ迄降、六ツ前迄に少づ降、夜明候へ
而止申候、夜中風吹不申候、

年代記ニ 桓武天皇延暦庚辰十九年三月十四日か四月十八日迄、富士山のい
たゞき、ゆへなふしておのづからもへて、晝は煙くらく山をかくし、夜も火の
ひかり天をてらす、其音雷のごとし、灰をふらす事雨のごとし、山下のかすい
血のごとし、

寶永四年迄九百五年ニ成候、

年記ニ 清和天皇貞觀甲申六年五月、富士山もへて十日餘り火消す、山上の

ばんじやく崩て海をうづむ事卅里許なり、淺間の方よりもへ出で、後には甲
斐國の方へ焼うつる、

寶永四年迄二八百四十四年ニ成、

十二月朔日、朝薄黒き雲東南にひきはへ候、根黒き雲不出
候、西北は晴候、四ツ時には惣天白雲に成、東之方々黒雲天
中江登り、日光をおほい、西々東へ薄黒き雲大筋立曇り、霧
降候様に成候、夕方々西北之方少々晴、西々東へ黒雲引はへ
申候て、少薄くなり、霧のごとくに有之、隣家も見へ不分候、
六ツ時西北は晴、星出、東南は曇り申候、北風少々吹申候、夜
五ツ半時西北晴、星出候、西南之角々薄黒き雲、東之方へ引
はへ有之候、夜中西北は晴、東南は薄雲有之候、
二日、朝四方白雲に成候、東南村雲立、雲切いたし候、風吹不
申候、四ツ前々四方雲晴、頃日に無之晴に而日光出候處、風
少々づ吹候、七ツ時前々、西南之角々黒雲、東之方江引は
へ、日光をおほい、次第に南東曇り候、夜中曇り、四ツ半過

候時分々七ツ前迄、少づ砂降申候、風者無之候、

三日、朝西北之方相晴、西南之角々黒雲、南東江引はへ、黒雲
村々立有之候、日光を終日雲おほい、夕方東南霧煙之如くに
有之候、夜中東南相曇り、西北者晴、星出申候、風吹不申候、
砂降不申候、

四日、昨朝之空之如くにて霧煙深く下り、隣家も見わけがた
く候、四ツ時々段々白曇りに成、四方一面に曇り、日光不出
候、川ことの外鳴申候、九ツ過地震少々ゆり、雲少々薄なり、
雲中々日光薄出候、九ツ半時々砂少々降候、八時は惣天白雲
に成候、川鳴止不申、八ツ半前々南風吹出シ候へ而、川鳴少
少止候、南風暮六ツ半時々段々止申候、薄曇り星所々に出
候、九ツ時少之間砂少々降申候、其後空晴、星見へ候、七ツ少
前に地震少々ゆり候、夜中風吹不申候、

五日、朝西南角々南東江薄青黒雲引はへ、西北相晴、九ツ過
々西南之風吹出、南西々黒雲押出し、日光おほい曇候、八ツ
過々西北之風少々出、雲晴、夕方々又黒雲登り、一面に曇り、
星出候、四ツ過々北風強く吹出、夜明方迄吹申候、黒雲南之
方江吹入、白曇りに惣天なり申候、

川崎とつか邊江石砂降申候と申候、石駕石のごとくの焼
石、色ねづみ色、やは石故輕候、五六分四方、大小有之候、

震災豫防調査報告第四十六號

甲

大き成はりんご程候由、砂もあらく候、壹坪に九斗、壹石も降申候、富士近程石多大き有之、砂多く降申候、

六日、朝北風少づゝ吹候、黒雲南之方江吹入、南之方根に黒

雲少々有之候、惣天白曇りに成、日光不出、寒氣強有之候、如

昨日之東南より黒雲、東江今夕者引はへ不申候得て、一面に

白曇りに成候、風吹不申候、夜中晴、北風少々吹候、

七日、朝村雲出、東南に黒雲少々切々出、北風少々吹候所に、

四ツ時より北風強立、村雲南方江吹入、七ツ半時方風少々

止、夜入風無之、夜中晴、月星さへ出る、

八日、朝惣天晴、南之根に青黒薄雲少々有之、四ツ時方村雲

出、北風少々吹、八ツ時止、白曇りに惣天なり、南之方に青薄

黒雲引はへ申候、根はすき有之候、寒氣強し、

九日、朝方四方白曇りに成、日光不出、東南に黒雲引はへ不

申候、終日寒氣甚敷有之候、夜中四ツ前々みぞれ降、夫々雪

に成、夜中降申候、北風吹候少々、

頃日、駿河方注進に、富士未燒候得共、和に有之候、石など

は最早降不申候由也、并富士燒申候繪圖、駿州御代官方公

儀到來候寫し也、九日朝六ツ半時方不燒申候、煙止申

候、八日夜五ツ半前、夥しく震動いたし、夫より富士燒止候由也、

十日、朝四方曇、雪降申候、四ツ前々雪止雲晴、日光出る、夜

中々降候雪、七寸つもり申候、八ツ過方白曇りに成、日光お
おひ、寒氣つよく有之、夜中七ツ時方北風強吹出、六ツ前々
少々和吹申候、

十一日、白曇に惣天成、北風吹申候、四ツ前々雲切致、村雲立、

北は晴申候、北風終日強吹、村雲退晴候へて、暮六ツ時方風

止申候、夜中風無之、晴天、寒氣甚敷有之候、

十二日、朝晴天風無之、終日一天に雲無之、晴閑にて寒氣は

強く有之候、夜に入月星さへ出る、夜中風無之静也、跡月に

も當月にも無之空合、快晴之日和にて有之候、

十三日、惣天晴、陽氣立登申候、八ツ時方南風少々吹出る、暮

時に吹止申候、夜中五ツ過方北風よほど吹出、寒氣強、九ツ

過方風止申候、

十四日、晴天、四ツ時方東南之方方白雲出、日光おほひ、晝

時方一面に白曇りに成、夜に入四ツ前少々雪降候、風吹不申

候、富士山、頃日燒止候注進候由、

十五日、朝惣天白曇に有之、五ツ過方雲切いたし、日光出晴、

風無之、閑、夜に入月星さへ出る、夜中風無之静有之候、

富士之すそに、去月廿一日に大穴明き申候に付、百姓共不審

に存、三百廣程之繩を下げ見申候へ共、中々届申候様成事に

而無之、夥く鳴出候故、百姓過半府中江退候政、跡之事者不知候由、

相州邊は、砂石壹丈貳尺餘降申由也、○本書、コノ次ニ富士山噴火ノ略圖ヲ收ム、今略セリ、

〔文露叢〕

寶永四年十一月廿三日、昨廿二日晝過より、西の方曇り、震動強く、夫より砂降、十餘日の間同事、依之吉原驛より注進、廿二日晝時より、今廿三日五半時迄地震、間もなく三十度程震、少々残半潰之家、又々震潰し申候、

其上同四時より富士山夥敷鳴出、其響富士郡中へ響渡り、大小之男女ども絶入仕候者多く御座候へ共、死人は無御座候、然處に同山雪流、木立之境より煙卷出し、夥敷鳴渡り、富士郡中、一遍之煙、二時許うす卷、如何様之儀とも不奉存、人々十方を失ひ罷在候、晝之内は煙許に相見得、暮六ツ時より、右之煙皆火焰に相見へ申候、此上如何様之儀に可罷成も不奉存候、

右之段乍恐御注進奉申上候、以上、

十一月廿三日

駿乃富士郡

吉原宿

問屋

年寄

右之通、只今注進仕候間申上候、御代官小長谷勘左衛門方よりは未申來候、以上、

十一月廿四日

石尾阿波守

安藤筑後守

〔折たく柴の記〕

十一月廿三日、午後參るべき由を仰下さる、よべ地震ひ、此日の午後雷の聲す、家を出るに及で、雪の降下るが如くなるを見るに、白灰の下れる也、西南の方を望むに、黒き雲起りて、電の光り頻りにす、西城に參りつきしに及びては、白灰地を埋みて、草木もまた白くなりぬ、此日は大城に參らせ給ひ、未の半に還らせ給ふ、此日、吉保朝臣の男二人、叙爵有故也、頓て御前に參るに、天甚だ暗かりければ、燭を舉て講に侍る、戌の時許に灰下る事は止しかど、或は地鳴り、或は地震ふ事ハ絶ず、廿五日にまた天暗くして雷の震する如くなる聲し、夜に入ぬれば、灰又下る事甚し、此日、富士山に火出て焼ぬるによれりと云ふ事は聞へたりき、是より後黒灰下る事止すして、十二月の初に及び九日の夜に至て雪降りぬ、

〔三好維堅筆記〕

大御神村天野氏ノ家ノ記ニ左之通り、

維時、寶永四丁亥年冬十一月廿三日晝辰刻、大地震俄爾動搖

して、須臾而黑雲出於西方、蓋一天、雲中有聲、如百千萬雷鳴、已刻計頻雨砂石、大如蹴鞠、落地而裂、出火焰、焦草木、燒民屋、時有雷聲、自東西至中途、亦東西爾別聞、是者數十里中、如有己力屋上、所無火災、日中猶暗夜、點燭見、正見黃色、而有鹽味、合憶三災壞空時至、男女老少、座佛前高聲唱佛名、懇勸誦聖經、唯願臨終、連至夜半、雲間見星光、識天地未落、雖然世界一般石砂、縱有天地生民、何以存生命、尙欲速死、至廿四日有微明、捨燭始見親子面、雨砂微少、而如桃李、廿五日、雲中爾現日光、雨砂尙微少、而如豆麥、間有如桃李、前日行地方者、歸テ告家人云、是土峰火災也、及富東數郡、尙有平安土地、生民聞急蘇息、捨資財、忘重器、扶老衰、負幼弱、牽牛馬、走西南、嗚呼悲哉、禽獸者無地可飛走、打殺斃、至廿六日半晴、雨砂如微塵、間有豆麥、如十二月初八日、雷聲盡、雨砂尙止、天氣如元、國下令命吊生民、計石砂深厚、近村遠鄉、平地山澤、自有淺深、富麓ノ一村、平地一丈二尺、其山岸深澤、以人力不可計、余村者去富麓三里、去土峰燒穴九里、尙平三尺五寸、其山岸深澤、及一丈二丈五丈七丈、土峰火災、夫稀有哉、生民辛苦大哉、恐降砂害、一旦雖走他方、誰與食有地、再歸砂石中、以藁裡除屋陳降砂山深、假水力流田畠積砂川谷、賣累代重器、爲老親保養、出親愛幼兒、爲邦奴僕、况於牛馬眷

屬也、悉散四方、求拂砂器具、夫平世平三尺地、掘一丈井、人以爲難事、鄉爾無食有地、旦夕飢餓身而已、除深厚砂石、爲膏腴良田、辛苦多少也、余筆記而傳後世者、海水一滴、九牛一毛也、至曲暢普通、我孟軻子ノ辯有、班固子ノ筆ヲ與、未可及、
〔寶永錄〕

四年十二月五日

御徒目付

市野新八郎

安田藤兵衛

馬場藤左衛門

右富士近邊江砂見分歸候ニ付、銀十枚ヅ、被下、

銀三枚ヅ、

御小人目付六人

〔弘列筆記〕

寶永四年、

ことし九月^{〇十一}月^{ノ誤}十九日より、廿三日迄の中、江戸中近邊、くらやみとなり、大地鳴動、黑白砂ふり、積事二三尺、右五日の中、晝夜不相知、其後空晴、世間通路有りて、富士山より火燃出、三十里四方へ土砂ふき上、如此よし聞ゆ、此時富士の裾野に山一ツ出來る、是を寶永山といふなり、人間五十年、盛なるもはづかなるに、目前に移り換る事、きのふはけふの夢

となり、まだしき花もちりやすく、あだし野の露、鳥部野の煙立去らで、夢のゆめみる浮世なれば、今更おごろくべき事にもあらず、人の身、我身におもひしられて、

けふをこる人し無ればとに角に、定めなき世の夢をみる哉、
〔承寛襟録〕

寶永四年十一月廿三日、富士山焼失、入夜火光照百里、古來此事、往々雖記之、如今年前代未聞也、砂散空數十里埋没、殊武効、相効、駿効之田畑埋却、黑砂地と成、酒匂川少時暫水滯と云、依之砂所除而入用金、諸國高役百石金貳兩宛出之、其日朝より曇り、地震折々、何かちら／＼と降、雪かと云とも不知灰也、暮頃より砂に成て降る、日午家内暗く、灯を立ると云、此焼に富士山焼砂、半腹より上に積り、小山一ツ出來、是を寶永山と云、

〔谷陵記〕

寶永四年

駿効ノ災ヲ聞ケバ、十一月廿二日未ノ刻ヨリ、明ル廿三日辰ノ下刻迄地震甚メ、民家一字モ不殘轉倒ス、同巳ノ刻富士山夥ク動搖シ、其響天地ニ亘リ、男女多ク絶ス、然シテ後富峯ノ雲消流シ、黒烟卷テ、猶々天地鳴動シテ、富士郷中一片ノ烟、一時許ウツ卷ケレバ、互ニ膝ニヨリ肩ニ傍テ、兩手ヲ以

テ額ヲ抱キ、ヲメキ呼ブ、漸ク黄昏ニ及ケレバ、黒烟變ジテ火炎トナル、スサマジナンド云ニ言ノハナシ、十二月十日頃マデ、山猶々燒ル、折節南風烈シクシテ、富峯ノ火氣吹送リケレバ、甲州三標矢檜尾ト云所ハ、山林民屋一時ニ燒亡シ、居民殘リナク燒死スト聞ユ、又江府ハ十一月廿三日、海底迅雷ノ如ク轟キ出デ、諸人コハ如何ト周章スル所ニ、亥ノ下刻俄ニ天色變ジ、明ル寅ノ下刻迄、城中其外諸大名ノ第邸、地震不成シテ鳴動スルコト甚シ、世ニ是ヲ屋鳴ト云、同廿四日午ノ中刻ヨリ、爐灰降、其降ル初メハ雪ノ如シ、同夜子ノ刻迄降リカサナリ、地ニ積ルコト六七步、晝ノ灰ハ白ク、夜ノ灰ハ黒シ、是皆富士ノ餘怪ナルベシ、

右同年ノ珍事故併セ録ス、昔桓武天皇延曆十九年三月十四日ヨリ、四月十八日マデ、富士山ノ頂自ラ燃テ、晝ハ烟暗ク、夜ハ火光天ヲ照ス、其聲ハ雷ノ如ク、灰ノ下ルコト雨ノ如シ、山下ノ河水皆紅ナリト記セリ、又清和天皇貞觀六年五月、富士山燃テ、十餘日ニシテ火ヲ消ス、山上ノ磐石崩テ、海ヲ埋コト三十里許、人家モ多ク崩ル、始ハ淺間ノ方ヨリ燃出デ、後ニハ甲州ノ方ヘ燒移ルト云リ、

〔温故年表〕

寶永四年亥十一月廿三日、駿州富士根須走口ヨリ山燒、積雪

寶永四年、五年 正徳元年

崩墮ル、響如雷、灰砂ノ降下ル事如闇夜、廿四日天晴レ見日光、寶永山顯ル、廿六日又砂降ル、廿八日ニ止ム、甲相武總ノ隣國、燒砂降積事如原野、田畑一面如砂濱野、深キ處理レ家、

〔基熙公記〕

寶永五年閏正月十七日乙未、天陰、時々見日影、丹波頼庸來、召前暫談、其中申云、去年關東^葉或者詠和歌、仍給所領之由有其聞、其歌云、

誰も見よ、富士の白雪、色かへて、すなをなる世の、ためしにぞふる、

此事、去年富士山燒砂フリタルニヨリ詠云々、雖不知虛實、若於實事者、大樹之政務、大概察之、無是非々々、又京童歌アリ、

天カラハ、スナヲニナレバ、砂フレト、世界ノ人ハ、ドロボウニナル、

此ドロボウノ事ハ、五十年已來、於關東盜ヲドロボウトイウ也、此歌反而似有其實、但莫言々々、雖無益事、閑暇之餘注之、

同五年一月二十五日癸酉、江戸地數震フ、是日、稍強シ、

〔基熙公記〕

寶永五年閏正月十一日己丑、天朝間陰、已後天晴、

從關東有便風、去廿四日已後至廿七日、朝暮地震、于中廿五日殊大震、上下出庭中云々、不安心之旨、從長之朝臣許申之、政務不正旨、人々含鬱歎、於西丸者慈悵之志、諸人感悅云々、此間事不可說々々、勿謂々々、

四月二日戊申、頃日、京都地數震フ、

〔基熙公記〕

四月二日戊申、

頃日地震日々、一兩度不斷、天氣不正、人々有怖畏氣、惡黨放火、日々兩三度云々、盜不分晝夜、世間物騷、先月九日以後不斷、然而諸司町奉行等不及制止、不便之節也、如何々々、町中困窮此時歎、仍落書驚耳目、爲後代雖似無益、少々令出之續加者也、^{略セリ、}

十一月二十八日辛丑、信濃國淺間山火ヲ噴キ、近

國ニ灰ヲ雨ヲセリ、

〔温故年表〕

寶永五年^{戊子}十一月廿八日、信州淺間山燒ル、其響如雷、近國砂降ル、

正徳元年二月一日庚申、美作、因幡、伯耆諸國、地大ニ震ヒ、山崩レテ田畠ヲ損ヒ、人家多ク潰レタリ、是日京都モ地震ヲ感ゼリ、

〔基熙公記〕

寶永八年^{○正徳元年}三月朔日^{○中略}歸時分、作劾地震書付、依之即續加右了、去月朔日京都地震、作劾ヒ^ミキ歎、

松平越後守領分作州津山、二月朔日子之刻地震、大庭郡、眞嶋郡之内、損亡之覺、

一家數二百五十九軒、

内百十八軒
百四十一軒

一堂宮十八軒

潰家
半家
半潰

一田畑荒地

八ヶ所

内 九反六畝十八步、山崩永荒、

一井溝埋

六ヶ所

一山崩

七十ヶ所

一牛馬

四疋被打殺候

内馬二疋
牛三疋

右之通、在方損亡、城下家中、別條無御坐候、以上、

二月、

十一日

一因幡、伯耆、去二月一日、地大震、人家三百八十餘ツブル、

男女四人死、山崩、田畠所々皆無之由也、

同四年三月十五日丙辰、信濃國地強ク震ヒ、松

代、大町、家潰レ、人畜死傷セリ、

〔承寛襟録〕

正徳四年三月十五日、夜信州大町と申處、水野出羽守領大

地震、潰家半潰三百間許、死人五十六人、死牛馬四十六、其外怪我人牛馬甚多と云、

同夜、同州松代同斷、

享保元年十二月六日壬辰、是夜、紀伊國田邊地

震強シ、

〔田所氏記録〕

享保元丙申年十二月六日、夜大地震、

同二年一月三日戊午、日向國鶴鳴山、昨年九月ヨ

リ火ヲ噴キ、十二月二十八日、二十九日兩日震動

強ク、近傍ニ砂灰ヲ雨ラシ、是日ニ至リ地大ニ震

ヒ、砂石ヲ飛シ、黑煙天ヲ焦シテ殆ド闇夜ノ如

シ、

〔承寛襟録〕

享保二年正月申來由、

松平薩摩守領内、日向國鶴鳴山、去年九月々焼出シ、震動相

止不申候處、舊臘廿八日、九日兩夜、夥鋪震動、同國御代官所

那珂郡之諸郡縣十三ヶ村、高一萬石餘之處、鶴鳴山々は道程

十里餘有之所江、焼灰砂利段々降り、當正月三日の朝五ツ半

時より、九時迄に成、大地震、砂交り焼石降り積候處、田畑麥

享保二年、三年

作菜園理事四五寸、七八寸、悉砂地と成り、御代官室七郎左衛門方注進有之候、

同月八日癸亥、江戸地震稍、強シ、

〔有徳院實紀〕

享保二年正月八日、地震甚シ、

〔月堂見聞集〕

享保二年正月八日、巳ノ刻江戸大地震仕候、

四月二十七日辛亥、京都地震強シ、

〔續史愚抄〕

享保二年四月廿七日辛亥、地震大動、基長卿記、番衆記

六月一日甲申、京都地震フ、

〔續史愚抄〕

六月一日甲申、地震、基長卿記、番衆記

八月十六日丁酉、京都地震フ、

〔續史愚抄〕

八月十六日丁酉、地震、基長卿記、番衆記

十二月十一日辛卯、江戸地震フ、

〔有徳院實紀〕

十二月十一日、この曉地震す、

三四四

同三年二月十日己丑、是夜江戸地震フ、

〔兼山麗澤秘策〕

享保三年二月十日、終日風雨、夜ニ入候テ雷、地震有之、

六月二日己卯、京都地震フ、

〔月堂見聞集〕

享保三年六月朔日、夜八ツ時分、〇八ツ時ハ、當今ノ約午前二時ニ當レリ、地震餘程

強シ、

七月二十六日癸酉、信濃、三河、遠江、山城諸國、地

強ク震ヘリ、

〔續史愚抄〕

享保三年七月廿六日癸酉、地大動、五六年來事云、〇基長卿記、尙房卿記、番衆記

〔月堂見聞集〕

七月廿六日、晝八ツ時地震餘程甚敷候、翌廿七日朝七ツ時地

震、午後ニ至テ大夕立、今朝ノ地震ハサノミ甚敷無之候、昨

日ノ地震ハ、先年亥ノ歲以來是程ノ事無之候、伏見領ハ殊ニ

強ク、淀ノ御城モ少々破損仕候、東海道筋ハ、處ニヨリテ大

小不同有之候、

〔柳營日録〕

享保三年七月廿六日、未之中刻地震、但信濃國并三河國、遠

江國ハ強シ、

〔續談海〕

享保三年七月廿六日、信州大地震、

九月十二日丁巳、信濃國飯山、地強ク震ヒ、城市

毀損セリ、

〔月堂見聞集〕

九月十二日ノ風雨、伊勢路ハ殊外甚敷、藤堂和泉守殿御領

地、一ヶ所高汐ニテ損亡、東海道筋モ所ニヨリテ甚敷候、箱

根山風雨故損ジ、關東御下向之堂上方、近衛右府殿、梶井殿、

三日御逗留、此外八人之御方は、御跡ヨリ御下向故、一日宛

御逗留ナリ、信州飯山ノ邊ハ、大地震ニテ、御城并民家迄大

破損之由、

松平三之助殿御領志州鳥羽、九月十二日之大風ニテ、高汐指

込、御領内殊外大破之由、

閏十月二十二日丙寅、京都地震フ、

〔續史愚抄〕

閏十月廿二日丙寅、地震、基長卿記、資方卿記、

同四年三月十八日辛卯、越後國保倉團平山鳴動

シ、尋デ崩潰シテ人家ヲ埋没セリ、

〔承寬襍錄〕

享保四亥年三月十八日、越後國保倉團平山一ヶ所山崩、横四

町程、長六町程、人家二十一軒埋ル、尙死男女六十八人、疵負

者二十九人、馬十三疋、其節右之山々鳴動スト云、

同五年一月八日乙亥、京都地震フ、

〔百弍錄〕

享保五年正月七日、丑刻地震、

〔月堂見聞集〕

享保五年正月七日、夜八ツ時過、地震餘程強シ、

二月二十七日甲子、京都地強ク震フ、尋デ又、震

フ、

〔月堂見聞集〕

二月廿六日、夜八ツ時地震餘程甚シ、六ツ前一度少計、

〔續史愚抄〕

享保五年二月廿六日癸亥、地大動、基長卿記、

六月四日庚子、京都地震稍、強シ、

〔續史愚抄〕

六月四日庚子、地大動、基長卿記、重直卿記、雜葦記、

〔月堂見聞集〕

享保五年、七年、八年、九年

三四六

六月四日、五ツ過地震餘程甚シ、

同七年二月十七日壬申、京都地震フ、

〔續史愚抄〕

享保七年二月十七日壬申、地震、東執記、重直卿記、雜萃記、

〔月堂見聞集〕

享保七年二月十七日、朝地震、其後雨降テ、雷鳴一聲、

同八年二月三日癸丑、京都地震フ、

〔續史愚抄〕

享保八年二月三日癸丑、地動、基長卿記、

十一月二十日丙申、西海道諸國、地大ニ震ヒ、餘

震月ヲ踰エタリ、

〔近世東西略史〕

享保八年十一月ヨリ十二月迄、九州大地震、

〔十三朝紀聞〕

享保八年十一月廿日、西海地大震、遺動踰月、

〔泰平年表〕

享保八年十一月廿日ヨリ、十二月ニ至ルマデ、九州大地震、

〔温故年表〕

享保八年癸卯十一月廿日ヨリ九州大地震アリ、入ニ十二月ニ漸

ク止ム、

〔大日本野史〕

享保八年冬十一月廿日丙申、西海道地震、弘賢筆記、一本續一覽、

十二月十日乙卯、京都兩次地震フ、

〔續史愚抄〕

十二月十日乙卯、地震兩度、小動、基長卿記、資方朝臣記、雜萃記、

同九年五月一日癸卯、京都地震フ、

〔續史愚抄〕

享保九年五月一日癸卯、地震、長曆、資方朝臣記、基長卿記、

〔百弑錄〕

享保九年五月朔日、酉刻地震聊也、

〔月堂見聞集〕

享保九年五月朔日、夜五ツ前地震餘程甚シ、

同月二十三日乙丑、京都地震フ、

〔續史愚抄〕

二十三日乙丑、地動、難萃記、資方朝臣記、基長卿記、重直卿記、

〔百弑錄〕

二十二日、寅刻寅刻ハ、翌曉ナリ地震、自西方、不強大、

六月二十日辛卯、京都地震フ、

〔續史愚抄〕

六月廿日辛卯、地震、資方朝臣記

同十年三月六日甲辰、京都地震フ、

〔續史愚抄〕

享保十年三月六日甲辰、地動、基長卿記

九月二十六日庚申、肥前國長崎、地強ク震ヒ、一

晝夜ニ八十餘度震ヘリ、

〔泰平年表〕

享保十年九月廿五日、長崎大地震、晝夜八十餘度、

〔近世東西略史〕

享保十年九月廿五日、長崎大地震、晝夜八十餘度、

○以上二書、並三二十五日ニ係ケタレド、長崎志ニ夜丑中刻トシ、温故年表ニ十六日ニ作ルハ、實ヲ得ルニ似タリ、今姑ク之ニ從ヘリ、

〔長崎志〕

享保十年九月廿五日、夜丑中刻大地震、其後數日不相止、

〔温故年表〕

享保十年^乙九月廿六日ヨリ、肥前長崎大地震アリ、晝夜八十

餘度、三日ニシテ止ム、

十月四日戊辰、長崎ノ地、今明兩日又強ク震ヒ、

諸所毀損セリ、

〔長崎志〕

十月四日、五日、地震甚しく、諸所破損多し、

十一月十五日己酉、豐後國臼杵、地強ク震フ、

〔温故年表〕

十一月十五日、臼杵○豐後國北海部郡大地震アリ、

同十一年三月十九日辛亥、越前國勝山領荒島嶽、

豐原、平泉寺ノ諸山谷、十四日ノ夜ヨリ鳴動シ、

十八日夜ニ及ビ彌強ク、終ニ是日巳刻ヲ以テ山

谷崩潰シ、泥水狂湧シテ、田畑人家ヲ蕩盡セリ、

〔享保通鑑〕

享保十一年三月十四日、小笠原能登守城地、越前國勝山ヨリ

一里半輿ニ境部ト云所、井口村、荒井村、森川村、市右衛門島

村、上尾村、此田地之内、加州白山之見下シ、荒島嶽、豐原、平

泉寺、右之山並ニ小山谷、島川谷ト云所ニ續山一里半計山之

間、三月十四日之夜鳴出、晝夜共ニ鳴候故、近在不審ニ存、地

頭能登守ヘ訴候處、同福井之主松平千次郎、役人迄被申達、福

井ヨリ諸人罷越見分之上、近邊之百姓共立退候様ニ申付、過

半立退候處、又十八日之夜甚鳴出候、右之處ヨリ福井迄ハ九

里隔ル所、鳴音響申候由、十九日巳ノ刻山中ヨリ螺一馳出

候、三之谷四方へ崩、一里半四方へ切込、山五ヶ所程上へ馳上、十三四間幅七間之岩七馳出シ、一里半四方へ山ミナ崩レ、泥トナリ、青海漫々トシテ底ハ鳴止不申候、湖水硫黃之香有之、水暖ニ有之候、右之川下九里半下ニ船橋ト云大河有之候、右之川上ニテ、半道計程ヅ、方々ニテ、則福井城内總町中へモ常水ニ取申候川上ニテ有之候、當分ハ水溜申候、右山崩候節ハ、人數四百七十餘人死申候、家數百五十軒程潰申候、次ニ牛馬ハ一匹モ相見へ不申候、井之口村、并ニ荒井村、三尾三ヶ所ニテ、七千石程之田地潰申候、島村、森川村ハ御代官所ニテ、兩村ニテ三千石程潰候由、

〔有徳院實紀〕

享保十一年三月、この月小笠原能登守信成の領する越前の國勝山の地より、一里餘りへだよりし荒島嶽、豊原、平泉寺、及び其あたりの山谷、十四日の夜より鳴動して、晝夜となくこばしやむ時もなかりしかば、近きほとりの村民等、いかなる事や出来ぬらんと、安き心もなかりしをもて、此よし訴出ににより、福井の城主松平千次郎が家士とはかり、ほとり近き里民をやゝしりぞかせんとせしに、あくる十八日の夜に及び、鳴わたる事いよく甚しく、十九日の巳の刻ばかり、山谷四方に崩れ潰入て、巖石を轉じ、泥水湧出し、渺漫とし

て海のごとし、されど底には猶鳴やまず、水は暖にて硫黃の氣あり、この災にかゝりて潰る田畑凡七千石、家居百五十軒、死する村民四百七十人餘とぞ聞えし、享保通鑑

〔承寛襟録〕

享保十一年三月、小笠原能登守領分、越前國上野領勝山領之内、平泉寺村ヨリ一里奥十月平ト申處、山高サ二十丈許、廣サ十四五町之處、尾名上川ト申谷川へ崩レ落、水并雪共平泉寺村へ流出、川下猪野口村ト申處、民家共押流、兩村潰家七十六、牛馬十五六、溺死九十人餘有リ、

〔近世東西略史〕

享保十一年二月廿九日、越前勝山領山津波、大風雨、震動、民家田畑亡所、泥水涌出、平地大河ノ如、人民牛馬多溺死、

〔十三朝紀聞〕

享保十一年二月廿九日、越前國勝山大風雨、辨慶嶽震烈而沙水涌出、田野成河、人畜多溺死、

〔温故年表〕

享保十一年丙午二月廿九日、辰ノ刻、越前大野郡勝山領十月山辨ヶ嶽、大風ニ震動ス、山裂ケ洪水、民屋田畠拾丁餘、泥水涌出テ終ニ爲レ川、人馬共ニ多ク死ス、

八月十六日乙亥、京都地震フ、

〔續史愚抄〕

享保十一年八月十六日乙亥、地動、資方朝臣記

同十二年一月三日庚寅、京都地震フ、

〔續史愚抄〕

享保十二年正月三日庚寅、地震少動、資方朝臣記

同月二十三日庚戌、紀伊國田邊地強ク震ヒ、餘震

三日ニ涉レリ、是日京都モ震ヒ、明夜又震ヘリ、

〔續史愚抄〕

廿三日庚戌、地小動、資方朝臣記、雜萃記

〔月堂見聞集〕

享保十二年正月廿四日、夜四ツ時地震、

〔田所氏記錄〕

享保十二 未年、

正月廿三日、大地震數度、

廿四日、夜地震數度、

廿五日、夜同斷、

九月十三日丙寅、京都地震稍、強シ、

〔月堂見聞集〕

九月十三日、地震餘程強シ、

同十三年十月七日甲申、京都地震稍、強シ、

〔月堂見聞集〕

享保十三年十月七日、晝八ッ前地震餘程甚シ、

同十四年七月七日庚戌、能登、佐渡二國、地大ニ

震ヒ被害夥シ、

〔前田金家譜〕

享保十四年七月七日、能登地大ヒニ震ヒ、山崩レ水出デ、民

屋敗壞スルモノ、七百九十一、壓死モノスル五人、

〔佐渡志〕

享保十四年己酉七月七日、地震、屋頽れて死するもの多シ、

同十六年八月二十日庚戌、京都地兩次震フ、

〔月堂見聞集〕

享保十六年八月廿日、夜八ッ時地震兩度、餘程強シ、

九月七日丁卯、岩代國桑折、地大ニ震ヒ、橋梁落

チ、人家多ク潰レタリ、

〔有徳院實記〕

享保十六年九月、この月七日に、松平玄蕃頭忠曉が封地奥の

桑折、大に地震して、仙臺山形に行かふ橋梁八十四落、家數

三百餘くづれしといへり、月堂見聞集

享保十六年、十七年、十八年、十九年、二十年、元文二年

○見聞集ヲ檢スルニ、此事ヲ載セズ、蓋、別本ナラン、松平福家譜、亦見ル所ナシ、

十月十四日甲辰、京都地震稍、強シ、

〔續史愚抄〕

享保十六年十月十四日甲辰、地大動、有小動二度、先人御記、資方朝臣記、

〔月堂見聞集〕

十月十四日、晝四ツ半時、地震餘程甚シ、

十一月二十一日庚辰、京都地震稍、強シ、

〔月堂見聞集〕

十一月廿一日、夜八ツ頃地震甚シ、先月十四日地震之位也、

十二月二日辛卯、京都地震稍、強シ、

〔月堂見聞集〕

十二月二日、暮六ツ過地震、丑寅ノ方ヨリフリ來、餘程強シ、

同十七年一月三日辛酉、江戸地震強シ、

〔月堂見聞集〕

享保十七年正月三日、晝七ツ時江戸大地震す、近年加様甚敷は無之、大に騒動す、

同十八年四月十六日丁卯、京都地震フ、

〔續史愚抄〕

三五〇

享保十八年四月十六日丁卯、地動、資方朝臣記、

同十九年十月二十七日己巳、江戸地震稍、強シ、

〔萬年記〕

享保十九年十月廿七日、戌中刻甚地震、

十一月七日戊寅、京都地震フ、

〔續史愚抄〕

享保十九年十一月七日戊寅、地動、資方朝臣記、

同二十年閏三月十四日甲寅、江戸地震フ、

〔萬年記〕

享保廿年閏三月十四日、巳中刻地震、

元文二年四月一日己未、江戸地震フ、

〔萬年記〕

元文二年四月朔日、申下刻地震、

七月一日戊子、江戸地震フ、

〔萬年記〕

七月朔日、是日申下刻地震、

十月三日戊午、京都地震フ、

〔兼香公記〕

元文二年十月三日戊午、依地震長橋殿迄伺天氣了、

〔二條家番所日記記〕

元文二年十月三日、晴、未刻計地震、依之御機嫌爲御伺、禁裏御所へ御使、下總介、取次重數馬、女御様へ御使、同人、取次飛彈守、辰君様へ御使、同人、瑞龍寺様へ御使、掃部、

十一月八日壬辰、江戸地震フ、

〔萬年記〕

十一月八日、午刻地震、

同五年二月一日壬申、江戸地震稍、強シ、

〔萬年記〕

元文五年二月朔日、卯刻甚地震、

四月二十五日乙未、京都地兩次震フ、

〔常雅公記〕

元文五年四月廿五日乙未、陰時々雨、申許刻小地震、暫而又小地震、

六月二十七日丙申、京都地震フ、

〔續史愚抄〕

元文五年六月廿七日丙申、地動、祐良記、

九月一日己巳、江戸地震稍、強シ、

〔萬年記〕

九月朔日、亥半刻甚地震、

寛保元年九月三日乙丑、江戸地震フ、

〔續談海〕

寛保元年九月三日、晴、辰上刻地震、上野元大師參詣群集致し、塀を押たをし、壓死者男二人、女三人、其外怪我人數多有之候、一説に六七人死、四十人程怪我人之由、

同三年五月十日壬辰、京都地震フ、

〔續史愚抄〕

寛保三年五月十日壬辰、地動、祐良記、

十一月二十五日甲辰、京都地震フ、

〔常雅公記〕

寛保三年十一月廿五日甲辰、朝雨、午刻前小地震、

十二月二十四日癸酉、京都地震フ、

〔常雅公記〕

十二月廿三日壬申、晴、丑後刻小地震、○丑後刻ノ文ニ據テ、二十四日ニ揭ゲタリ、

延享二年一月三十日壬寅、京都地震フ、

〔續史愚抄〕

延享二年正月卅日壬寅、地震、大動云、

五月二十一日壬辰、京都地震フ、

延享二年、三年、四年 寬延二年

〔續史愚抄〕

五月廿一日壬辰、地震、大動、東執記、

同月二十三日甲午、京都地震フ、

〔常雅公記〕

延享二年五月廿二日癸巳、晴、夜丑後刻地震、

同三年二月九日乙亥、是夜、京都地震フ、

〔外記家臣記〕

延享二年二月九日、少々雨下ル、陰晴不定、入夜亥刻許ニ地

震有之者也、

同月十七日癸未、京都地震フ、

〔外記家臣記〕

十七日、晴陰、辰半刻許ニ地震少々有之、

〔續史愚抄〕

延享三年二月十七日癸未、地震、祐良記、

三月二十四日庚申、江戸地震強シ、

〔續談海〕

延享三年三月廿四日、夜五時前地震餘程強シ、家屋少々崩所
有之、

十月二十九日辛卯、京都地震フ、

〔續史愚抄〕

十月廿九日辛卯、地動、祐良記、

同四年二月三日癸亥、京都地震フ、

〔外記家臣記〕

延享四年二月三日、晝時分少々地震有之、雨下ル、

四月二十四日癸未、京都地震稍、強シ、

〔外記家臣記〕

四月廿四日癸未、今日申刻前ニ大地震之事、

〔續百弑錄〕

延享四年四月廿四日、烏丸様、葉室宰相様、地震之御見舞御

使被遣候、

〔續史愚抄〕

延享四年四月廿四日、癸未、地震大動、祐良記、

十二月二十七日癸未、京都地震フ、

〔續史愚抄〕

十二月廿七日癸未、地動、楠房卿記、

寬延二年十月十七日壬辰、京都地震フ、

〔師充日次記〕

寬延二年十月十七日壬辰、晴、

今朝卯刻過地震二震云々、即時止、

(二條家番所日記)

寛延二年十月十七日、晴、卯刻地震、

禁裏御所へ御使、矢柄、地震に付爲伺御機嫌、承り姉小路中納

言殿、御機嫌之御沙汰云々、御一所に披露可被致候旨也、取

次松室大隅、

仙洞御所へ御使、同人右同斷、承り飛鳥井三位殿、取次速水右

衛門尉、

大宮御所へ御使、同人右同斷、取次近藤多仲、

(續史愚抄)

寛延二年十月十七日壬辰、地震、先人御記、家記、

是冬、大坂地數、震フ、

(寛延三年世説)

正月、

舊冬大坂表度々地震より申候故、若し大地震にても可有之

かと、大坂中上下殊外氣遣、差而強くはより不申候得共、一

晝夜に六七度、或は四五度程づゝ、凡三十日餘りより申候

由、其節之狂歌に、

めつきりと、世上のなをる、こるこにや、みぢかき冬の、日

にもゆりけり、

同三年一月二十一日乙丑、京都地震フ、

(師充日記)

寛延三年正月廿一日乙丑、雨天、申刻より晴天、未刻比地震、

七月三十日庚午、京都地數、震フ、

(二條家番所日記)

寛延三年七月卅日、晴、辰刻地震、其以後兩三度、

禁裏御所江御使丹下、地震ニ付爲伺御機嫌也、

(師充日記)

七月卅日庚午、天晴、卯下刻地震三四震、

(寛延三年世説)

八月十七日、去る七月晦日、朝六時半々京都地震より、所々

地割れ、石垣等崩申候、當月四日頃迄度々地震仕り、惣而當

春以來地震度々にて候故、大地震にても可有之歟と、殊外氣

遣申候と也、○コノ書ノ記事、誇大ニ失セリ、

(續史愚抄)

寛延三年七月卅日庚午、有地震四五度、植房卿記、

八月一日辛未、京都地數、震フ、

(兼香公記)

寛延三年八月一日辛未、晴、地震度々、

震災豫防調查會報告第四十六號

甲

〔二條家番所日記〕

八月朔日、晴、辛未辰刻地震、

〔續史愚抄〕

八月一日辛未、地動、二度、長曆、植房御記

十月三十日己亥、是夜、京都地震フ、

〔兼香公記〕

十月卅日己亥、陰、戌刻地震云々、

十一月九日戊申、京都地震フ、

〔兼香公記〕

十一月十日己酉、昨夜戌刻雨、丑刻地震也、此日晴、

寶曆元年二月二十九日丁酉、京都地震強ク、餘震

日ヲ涉レリ、

〔兼胤公記〕

寬延四年○寶曆元年二月小廿九日、

一今日未刻依大地震、女院御幸御延引、

一右に付、豊後守參候處、窺御機嫌、兩人出逢、御平安被爲渡

候由申合、

五月十八日、

一攝政殿被命、去二月廿九日地震已來、震動不相止之間、被

問賀家之處、朱雀方可有口舌之由、仍七社七寺御祈等被仰

付了、又卷說云、震動起賀茂山云々、是神山之本、社司等猥

伐拂、稱社用私用之由、其上四月十七日、酒殿炊神饌之釜

鳴恠異之由有沙汰、當春御棚會神供之内、生海老可獻進之

處、社司評定之輩、以私意煎海老獻進、即其海老煎候釜、十

七日に鳴之由、神慮有恐、○下略

〔師充日記〕

寬延四年○寶曆元年二月廿九日丁酉、陰、

一今日午刻過大地震二震、其後日中鳴動少震八九ヶ度、入夜

三四ヶ度、皆自北方、窺御機嫌所々、禁中、攝政、九條、女

院、

三月朔日戊戌、陰、日中少震鳴動共三四度、入夜大震一度、少

震三度、

三月二日己亥、雨下、朝卯半刻少震一度、鳴動二度、

〔二條家番所日記〕

寬延四年○寶曆元年二月廿九日、雨、申刻地震、

一禁裏御所江御使、丹下、取次藤井遠江、葉室中納言殿承り由也、

三月三日庚子、天晴、日中鳴動二三度、

三月四日辛丑、天晴、卯刻前震動、

三月朔日戊、雨天、

一戌ノ刻地震、依之爲伺御機嫌、禁裏御所へ御使、(桂カ)怡承り東
久世三位殿、取次北小路伊豫、

一女院御所へ御使、同人、右同斷、取次北大路鞆負、
二日、雨天、

十六日、晴、地震、

一北野能詠、

地震伺御機嫌也、

十八日、晴、地震、夜入兩度、

十九日、

一子半刻比出火、并地震大風也、

桂丹治
參上

伺御機嫌申上也、

(泰平年表)

惇信院殿御世、

寶曆元年十一月三日改元二月廿九日、京都大地震、此比北國赤雪降、

(續皇年代略記)

寶曆元年二月、越後、越前降紅雪、廿九日、京大地震、

(健齋叢書)

松蔭消息

昔寶曆元年

寬延四年二月廿九日未刻、
京都大地震、

翌月三月朔日、二日迄ハ震動有之候様ニ傳承候、○前後略ス、全文ハ天保元年七月二日條ニ收ム、

四月二十五日壬辰、越後國地大ニ震ヒ、頸城郡被害最モ夥シ、世ニ之ヲ高田大地震トイヘリ、

〔越後頸城郡災害考〕
庄田直道著、

寬延四年辛未四月廿五日、丑ノ刻大地震、所々水涌出、又ハ

泥砂吹出シ、城郭大手門蹴出倒レ、土居回リ崩レ、土屋敷并

長屋共潰家大破、市中同斷、春日町ヨリ出火、貳拾軒燒失、死

亡拾四人、此他陀羅尼町、稻田町、穢多町ヨリ出火、

同廿六日、江戸表へ不取敢注進、目付役壹人發足ス、家中并

町方見分トシテ、徒目付罷出ル、

藩士爲救、評定所臺所ニテ粥ヲ焚出シ、厩ニ於テ町方救トシ

テ粥焚出シ、同廿九日迄施行ス、

但町方有德者迄夥敷來テ、一時救助ヲ受ク、其他盲人等へ

ハ別ニ手宛アリ、

藩士以下潰家及ビ傾敗ノ向へ、雨露爲防澁紙菴繩等ヲ相渡

ス、
但千石ヨリ百石迄、澁紙臺枚、繩壹束ヅ、長屋住居ノ分

震災豫防調查會報告第四十六號

甲

ハ、一棟へ澁紙貳枚、繩幾束、足輕以下等、簀二三枚ヅ、相渡ス、

同廿七日、今朝又々強震、家中并町方潰家アリ、

評定所大破ニ付、庭内ニ疊ヲ敷、澁紙日覆ヲ設ケ、大中老并諸役人罷出ル、

家中并戸潰レ、堀ノ水ヲ以テ米ヲ炊ギ、難澁ニ付、井無之所、一町ニ壹貳ヶ所宛、急掘リ致シ遣ス、

桑取谷、名立谷、能生谷村々震強、山崩等多ク有之旨ニ付、取調ノ爲メ役々差出ス、

廿九日、潰家取片付ニ人足雇候得共、出ル者無之、稀ニ米穀ヲ渡シ雇候へバ、出人有之候、

五月朔日、町方并寺社死人潰家大破等取調書、町奉行ヨリ出ス、家中破損爲見分、大中老壹名ヅ、罷出ル、

同四日、町方爲見分、目付貳人罷出ル、

佐州ヨリ江戸表差出金通行ノ頃ニ候得共、鉢崎金藏破損、宰領旅宿可致處モ無之ニ付、佐州奉行所へ家老ヨリ書狀ニテ掛合ノ所、途中止宿不致候へ、通行可相成哉取調ノ儀申來

リ、依テ驛路取調候處、如左、

鉢崎關所山崩、馬足相立不申、青海川地内ニヶ所、馬足相立不申候、

鉢崎ノ大橋落、是又馬足不相立由、右ハ牧野駿河守殿御領地ニ有之、此他今ニ日々刻々少々、震スルニ付、米山峠筋岩石轉落、危害ノ様子不少云々、飛札ヲ以テ申遣候事、同十三日、西濱三谷爲見分、郷手代罷出、猶十七日ニ至リ、郡奉行在方勘定人等、西濱筋ヨリ鉢崎青海川筋へ、山崩見分ノ爲メ出張取調ノ上、此度震害ヲ幕府へ御届ニ相成候、明細書如左、

越後國頸城郡高田城下、并神原式部大輔領分震害御届書、

- 一 侍屋敷百五拾七軒潰、
- 一 同四拾四軒大破、
- 一 一切米取長屋六拾三棟潰、
- 一 同八棟大破、
- 一 足輕長屋六棟潰、
- 一 侍并足輕、當時屋敷無之ニ付、差置候町宅五百軒餘潰、
- 一 家中死人三拾三人、
内 男十五人、女十八人、
- 一 家中町方共、怪我人多ク御座候、
- 一 家中町方共、井戸多ク潰申候、
- 一 町家貳千九百貳拾貳軒、
内 貳千四百九十六軒潰、三百二十六軒破損、
- 一 同土藏百九拾六ヶ所、
内 四十六ヶ所潰、百廿六ヶ所破損、

- 一 同死人貳百九拾貳人、內男百拾八人、女百七拾四人、
- 一 同宿役馬貳疋損、
- 一 同怪我馬八疋、
- 一 町方商賣酒醬油油等之水物器、悉ク破レ、損失多ク御座候、
- 一 地震ノ節、町方火事三ヶ所、
- 一 神社五ヶ所、社家共潰、
- 一 寺院六拾九ヶ寺、內三十八ヶ寺、堂塔并建家共潰、三十一ヶ寺大破、
- 一 貳拾七軒、內拾三軒潰、拾四軒大破、
- 一 修驗道八軒潰、
- 一 寺社僧俗死人三拾七人、內男廿三人、女十三人、
- 一 領中山拔崩、川缺、四百七拾三ヶ所、
- 一 林崩三ヶ所、
- 一 用水江堰堤川筋等破損、百六拾八ヶ所、
- 一 水難ニテ損失ノ村方、外ニ荒川瀨違一ヶ所大破、
- 一 郷中潰家貳千九百拾九軒、但燒失共、
- 一 半潰家三千百六拾貳軒、
- 一 同死人五百五人、內男貳百四拾五人、女貳百六拾人、
- 一 生死不知者、貳百六拾貳人、
- 一 痛馬五拾貳疋、

- 一 死馬八拾五疋、
- 一 死牛拾貳疋、
- 一 郷中寺百ヶ所、內四拾三ヶ所潰、五拾七ヶ所半潰、
- 一 同社貳拾四ヶ所、內五ヶ所潰、拾八ヶ所半潰、
- 一 同堂拾五ヶ所、內九ヶ所潰、八ヶ所半潰、
- 一 同庵五ヶ所、內貳ヶ所潰、三ヶ所半潰、
- 一 同鹽屋百三軒、內貳拾貳軒潰、八拾壹軒半潰、
- 一 土藏七拾貳ヶ所、內三拾ヶ所潰、四拾貳ヶ所半潰、
- 一 郷藏四ヶ所、內貳ヶ所潰、貳ヶ所半潰、
- 一 斗藏六ヶ所、內四ヶ所潰、貳ヶ所半潰、
- 一 樋拾七ヶ所潰、
- 一 橋五拾貳ヶ所落、
- 一 高札場三ヶ所、
- 一 往還道筋破損、五拾四ヶ所、
- 一 同壹分通ヨリ八分通リ迄損候村方、六拾ヶ村、
- 一 同畑并百姓家亡所ノ村方、九ヶ村、
但此九ヶ村ノ内、長濱、有間川、虫生、岩戸ト申四ヶ村、北國海道ニテ四里程ノ間、山崩、往還道筋并村方共ニ山ノ下ニ相成、人馬往來、一切相成不申候、
- 一 同壹分通リヨリ九分通リ迄損候村方、百七拾ヶ村、

一 大澁郷用水江通、保倉川筋へ拔落大破、

一 塔ヶ崎溜池大破、

一 矢代川筋大破、田畑所々損失、

一 鉢崎佐渡御金藏大破、

一 同所關所外往還道、山拔ニテ大破、

一 同鹽濱三分一通リ、山ノ下ニ相成、

右潰家半潰共ニ

〆九千四百四十八軒、

外ニ長屋七拾七棟、半潰共、

死人

〆八百六拾七人、

外ニ貳百六拾貳人、生死不定、

死牛馬

〆九拾九疋、

外ニ六拾疋痛馬、

右者、先達テ御届申上候通、在所地震ニ付、領中田畑苗代損、

山崩、用水堰道橋損シ、并城中侍屋敷、町在潰家死人、右ノ通

ニ御座候、且ッ城内破損所多ク御座候ニ付、以別紙申上候、

田畑損毛石高ノ儀ハ、收納ノ上ニテ追テ可申上候、以上、

寛延四年五月廿四日

榊原式部大輔

高田城破損箇所、

本丸ノ内、

本城門蹴出、破損、

多門櫓大破、左右土手裂、

三重櫓、破損、

居間并上段ノ間、裏座敷向大破、

玄關并中ノ口大破、番所潰、

玄關前大長屋潰、地所々裂、臺所向破損、

侍番所大破、舛形ノ内地裂、

東不明門、并蹴出門損、内厩破損、同所釜屋潰、北不明門大

破、門外地大裂、土藏一ヶ所大破、本丸、二ノ丸土手所々千

五百七拾間大裂、同土手數ヶ所、堀ノ内へ崩入、本丸、二ノ

丸塀所々倒、

二ノ丸ノ内、

武器土藏一ヶ所大破、

嶋ノ茶屋潰、

本丸外腰掛大破、

柳門大破、兩脇土手大裂、

三ノ丸ノ内、

御用米藏二ヶ所大破、

同所藏五ヶ所潰、

東仕切門土手敷迄切裂、道筋大裂、

侍長屋五棟潰、地所々大裂、

南門大破、同門内勘定所建家二ヶ所潰、

南門外道大裂、往來難成、

狐門外道大裂、

大手門ノ内、

大手蹴出門倒、左右堀倒、土居崩、同所橋臺迄地大裂、瓢箪

郭地悉裂、瓢箪郭入口鍵ノ手大長屋、并侍番所共潰、千人

夫長屋潰、地大裂、

外郭ノ内、

評定所建家大破、同内長屋拾ヶ所大破、

向大長屋潰、同所厩潰、

市ノ橋外大長屋潰、

土手所々大裂、城内外共、橋不殘大破、

右之通ニ御座候、委細ノ儀ハ繪圖面ヲ以テ申上候、以上、

○繪圖面
不傳

寛延四未年五月廿二日

榊原式部大輔

右大地震ハ、當郡及ビ近國迄モ大災ナル儀ト雖ドモ、此ニ明
記スル所ハ、高田領六萬石餘、村數凡口百ヶ村、并城市ノ破

壊而已ニシテ、公料代官地、并他領、御預地等ノ儀ハ、其支配

支配ノ取調ベ故、後世ヨリ明細知ルコト能ハズ、然シテ當時高

田領ニテ聞込、又ハ此震災ニ付取扱ノ手續キ等、荒増如左、

貳間七間

大中老、

貳間六間

領奉行、
町奉行、

九尺三間

普請奉行、城代、奏者番、勘定奉行、
守役、目付、郡奉行、

貳間三間

物頭、

九尺四方

醫師、

九尺貳間

賄役、中間割場、

一郡内山崩破壊ノ内、別シテ西濱谷々濱方トモ大震ニテ、居

田村^{朱印}有間川驛ノ間甚敷、桑取谷ニテハ中桑取村地内ヨ

リ所々山崩ニテ、桑取川所々水潮ヲナシ、一度ニ押流シ、

有間川驛橋場ニ山ヲ築キ、往還驛内トモ河トナリ、之レガ

爲メ五拾八人ノ災死アリ、當時、人員二百七
拾人ノ村方ト云其參擔タル景况

ハ、驛内大震ノ爲メ、全潰、内五軒ハ山崩ノ下トナリ、又海

中大岩石破壊シテ四五町土砂ヲ押上、岩下トナリ、或ハ山

山崩壊、海中へ七八町モ押出シ、長濱驛トノ間、字長走ノ

難場モ山壞レ濱崩レ、海中へ押出シ、往來爲メニ自由ナラ

ズ、此後濱往還ヲ廢シ、
山往還トナル然シテ長濱驛ハ左程ノコトナクト雖ド

モ、虫生村ニテハ人家拾五軒、山崩ノ下ニナリ、六拾一人壓

死、當時百一人三拾人他出、貳人ハ海稼ニテ幸ヘト助カル、
ノ村ト云、外牛六疋、船拾四艘、山下ニナル、岩戸村家數拾四軒、内六
 軒、山崩埋リ、八軒潰レ、人員百壹人ノ所、貳拾三人、山下ニ
 ナル、牛七疋、船九艘モ同ジク埋リ、掘リ出シナラザルヨ
シ、此西濱、有馬川ヨリ鳥ケ頭マ
 デハ、高田城主榊原家ノ領地、此他名立驛ハ、上名立下名立ト
 ニツニ分レアリケルニ、上名立ノ裏山一重モ二重モ崩レ
 テ、海中ニ埋没シテ、人馬鶏犬ニ至ル迄悉ク没失ス、壓死
 人八百餘人アリ、其跡今ニ草木モ生ゼズ、眞白土ニテ壁ノ
 如ク立チテアリ、此他西濱至ル所山崩等多シト雖ドモ、當
 時他領ノコトニ付、明細ハ後世ニ傳ハラズ、故ニ略ス、
 一四月廿五日、大地震ヨリ、五月十日頃迄百餘度震ス、閏六
 月中迄、毎日四五度ヅ、少ノ震ヒ有之、夫レヨリ次第ニ輕
 ク、七月十一日頃ニハ日々二三度ヅ、八月中モ同斷ニ
 テ、九月二日暮頃、餘程ノ地震、十一月六日亥ノ刻、同八日
 丑ノ刻兩度震シ、翌申年正月二日モ小震アリ、
 一此大震ノ前日、四月廿五日ハ晝空ノ色薄赤ク、風モナク霞
 曇リニテ空合近ク、暑キコト六月ノ時候ノ如シ、同日暮
 比、鳥東ノ方ヘ飛行スル數多シ、然ル所其夜右ノ變事ア
 リ、又藩士清水某、五智邊ヘ遊歩ス、農家ニ清水アリ、氏至
 ル毎ニ其清泉ヲ汲デ飲ム、此日汲見ルニ濁レリ、依テ僕ニ

命ジテ近邊三四軒ノ井水ヲ汲見ルニ同ジ、歸宅ノ後チ井
 水ヲ汲セ見ルニ、又薄濁リアリ、依テ氏驚テ家内ニ語テ
 云、井水濁ル時ハ地震スト古老ノ云リ、必ズ今宵變アラン
 ト、深ク慎ヲ加フル所、果シテ此變アリシトナリ、
 一地震ニ付、諸寺ノ釣鐘震ヒ落シ、鐘ノ音モ絶テ不聞、廿九
 日晝八ツ時ヨリ、時鐘所ニテ東本願寺掛所ニ有之太鼓ヲ
 持來リ、鐘ノ替リニ時ヲ報告ス、此時ヨリ時ノ鐘ニ傷入
 ル、今ニ此疵アリ、故ニ響キ往古ノ如クナラズト傳タリ、
 九月五日、
 幕府勘定所ヨリ左ノ旨達有之、
 御領分越後國北陸道往還道筋、地震ニ付破損ノ所々、今
 度御普請ノ者、別紙書付ノ通り七人被差出候、其旨被相
 心得、諸事指支無之様可被致候、
 元々 渡部傳之丞 葛葉作十郎 青山喜平治
 今井勘助 萩野藤市 渡邊傳右衛門
 普請役下役
 橋爪喜兵衛
 同十三日、
 此七人、外竿手ノ者三人、高田着、今日ヨリ西濱通リ居田
 村ヨリ長濱村迄、渡部傳之丞、萩野藤市掛リ、有間川ヨリ

鳥ヶ頸迄、葛葉作十郎、橋爪善兵衛、幕府料名立大町ヨリ
(領)
筒石村迄、青山喜平治、今井勘助ノ持場ニテ、高田領ハ凡
四里程有之、十月廿七日迄ニ普請出來、廿九日高田出立、
歸府相成ル、

但鉢崎青海川往還筋山崩ノ分ハ、西濱往還ヨリ輕キ故、
幕府へ御普請難申立、依テ村々自普請ニテ、追テ領主
ニ於テ手宛申付ル、

十一月十八日、

一金壹萬兩、幕府ヨリ拜借被申付、因テ城内并家中普請等ヲ
引、金貳千兩ナリ、在中并家老三入知行所田中組へ貸渡候
旨、其筋掛リ申渡候、金千兩ナリ、町方同斷、此他領中大難
村方へハ、別段手宛致スト雖ドモ略ス、

寛延四年改元アツテ寶曆ト成ル、以テ世ニ寶曆大震ト
モ通稱ス、

(温故年表)

寶曆元年^{辛未}四月廿五日、酉ノ刻ヨリ至^リ寅刻ニ三十六度大地
震、越後國高田領大ニ破損シ、死人一萬六千人アリ、

(續皇年代略記)

寶曆元年四月廿五日、越後高田大地震、三十六度、死人一萬
六千餘人、

(泰平年表)

淳信院殿御世、

寶曆元年四月廿五日、越後國高田大地震、
西刻より丑刻まで三十餘度、山崩民家倒、死者
凡一萬六千三百餘人と云、

(佐渡年代記)

寶曆元未年四月廿五日、夜幾度なく大地震、五月に至りて漸
く鎮る、越後高田領之震氣烈敷、城廓町家とも震潰シ、諸士
以下下々横死も有之、佐州山出金銀警衛難成旨、領主家老よ
り申越、仍而金銀は三國路を登す、

六月二十五日庚寅、京都地震フ、

(師充日次記)

寛延四年^{寶曆元年}六月廿五日庚寅、天晴、入夜雷鳴、地震八ツ時、

同三年一月九日乙丑、京都地強ク震フ、

(師充日次記)

寶曆三年正月九日乙丑、今夜丑刻計大地震、其後三四度鳴
動、

二月十六日癸酉、江戸地震フ、

(武江年表)

寶曆三年二月十六日、地震、

同五年三月十日甲申、下野國日光山地強ク震ヒ、

東照宮ノ奥院破損セリ、

〔寶曆錄〕

寶曆五年

三月十二日

山吹之間

御使番

市橋大膳

右者、一昨日日光山ニ而地震ニ付、御宮奥院御破損場所、爲見分被遣候旨、伯耆守殿被仰渡之、

四月朔日

被下物席芙蓉之間

日光地震ニ付、見廻ハ罷歸候、

御使番

市橋大膳

〔廻狀留〕

寶曆五年

三月十二日

助番 内藤大和守

御使者 市橋大膳

右此間就地震、日光御宮奥院御破損場見分爲御用被遣之旨、お山吹之間、御同人被仰渡之、板倉佐渡守侍座、

十六日

當番 青山因幡守

御使番 市橋大膳

右昨日從日光就飯府、御黒書院溜御老中列座江罷出候、

四月朔日

助番 阿部飛彈守

金三枚

市橋大膳

右就日光山地震見廻、相勤罷歸候間被下之旨、於御右筆部屋縁類、相摸守殿被仰渡、頂戴之、列座侍座同前、

〔寛政重脩諸家譜〕

市橋長能、大膳六和守、備○中寶曆三年正月十一日御使番に轉じ、十二月十八日布衣を着することゝゆるさる、五年、日光山地震により、三月十二日おほせをうけたまはりて、かの地におむく、

同六年八月三日己亥、大坂近傍、地震強シ、

〔温故年表〕

寶曆六年_{丙子}八月三日、大坂近在大地震、

同八年二月十九日丙子、京都晝夜地數震フ、明

曉又震フ、

〔師資日次記〕

寶曆八年二月十九日丙子、晴、卯半刻地震、至夜三四度、

廿日丁丑、晴、寒風甚、今曉地震、

〔二條家番所日記〕

寶曆八年二月十九日、晴、辰刻過地震、地震ニ付、御機嫌御伺御使、一學禁裏御所、葉室大納言殿御承り、取次松本三河、女院御所、取次女御様、取次九條様、取次九條様、御使、梶原城之助地震ニ付御見舞被仰進、

廿日、陰、曉方地震少々、

同十年三月二十九日甲戌、京都地震フ、

〔續史愚抄〕

寶曆十年三月廿九日甲戌、地震、政房卿記、

四月五日己卯、京都地震フ、

〔續史愚抄〕

四月五日己卯、地動、政房卿記、

同十二年四月十八日辛巳、京都地震フ、

〔續史愚抄〕

寶曆十二年四月十八日辛卯、地動、政房卿記、
○辛卯ハ辛巳ノ誤、

九月十五日戊戌、佐渡國地強ク震ヒ、相川廳舎ノ

石垣、銀山道筋ノ岩山、及ビ眞野村順徳天皇御陵

ノ石垣等崩レ、海嘯、鵜島村ノ人家ヲ漂蕩セリ、

〔佐渡年代記〕

寶曆十二年壬午年九月十五日、未の中刻地震ふ事夥し、申刻ま

で二度に及び大に震ふ、夜中もしばしば震ふて十七日迄晝夜止ず、御役所表通り普請所石垣、ならびに長屋石垣、野村忠助の長屋の石垣崩、寄勝塲石垣所々崩、床屋勝塲所々破損し、吹大工一人怪我をなし、銀山道筋岩山崩れ、金穿大工二人石にうたれ、角行間歩と云所之小屋に在りし石撰女一人、落石に打れて即死す、銀山敷内は無別條といへ共、折々震動する故、金穿大工穿子等、敷内之稼をなし兼、出方之差支となり、在中に而も眞野村順徳院之御廓石垣崩、鵜島村江高波打上げ、家數二十六軒流失せし次第を、江戸表江申上る、

〔佐渡志〕

寶曆十二年壬午九月十五日、地震、眞野の陵崩る、

同十三年二月二日庚寅、京都地震フ、

〔續史愚抄〕

寶曆十三年二月二日庚寅、地小動、愚紳、
賴言卿記、

同月二十二日庚戌、京都地震フ、

〔師資朝臣記〕

寶曆十三年二月廿二日庚戌、曇、未刻地シン、雨、

〔續史愚抄〕

廿二日庚戌、地動、賴言卿記、

明和二年四月二十七日壬申、是ヨリ先豊後國府内、別府、地頻ニ震動ス、是日、肥後國阿蘇山噴火シ、近國ニ灰ヲ雨ラシ、五月十日ニ至レリ、

〔温故年表〕

明和二年^{乙酉}四月十八日、十九日兩日、豊後府内別府震動ス、

同從^ニ廿七日^ニ至^ル五月十日、肥後阿蘇山燒ル、近國熱キ砂降ル、

八月八日辛亥、佐渡國地震フ、

〔佐渡年代記〕

明和^ニ乙酉年八月八日、地震、

同三年一月二十八日戊戌、陸奥國弘前、地大ニ震

ヒ、城市被害夥シ、

〔續皇年代略記〕

明和三年正月廿八日、津輕青森大雪、大地震、大火、死人多、[○]

^{平年表}大字ノ下、人馬多、^多撫^ニ作^ル、餘ハ同ジ、

〔浚明院實紀〕

明和三年正月廿八日、この日、津輕出羽守信寧が領地、陸奥の國弘前の地大に震す、酉の刻より明る廿九日の曉卯の刻にいたりてやみぬ、震すること十七度なりしとぞ、日記、年表、

〔久方定明見聞録〕

明和三年三月十日、津輕出羽守方御届書寫、

津輕大地震、

一城內櫓破損五ヶ所、

一門七ヶ所破損、

一柵所々倒、

一城內所々破損、

一潰堂社二十七ヶ所、

一寺三十三ヶ寺、

一侍屋敷在町ともに、潰家六千九百四十軒、

一燒失寺四十ヶ寺、

一潰土藏燒失土藏共に、二百六十七、

一侍屋敷町在とも、燒失家二百五十二軒、

一死人千廿七人、

一燒死人三百八人、

一怪我人百五十三人、

一斃馬百四十七疋、

右之外、水門、土堤、川除、水除、破損所々御座候、委細者追而可申上候、以上、

右御城書之寫、

〔津輕陸奥弘前家譜〕

信寧○中略 明和三年丙戌正月廿八日、酉ノ刻地大震、本城大破

○下略

〔温故年表〕

明和三年丙戌正月廿七日夜ヨリ至廿八日朝、奥州津輕青森大雪大地震津浪出火、人多死ス、損失五萬石餘、

二月八日丁卯、弘前又強ク震ヒ、人家多ク潰レタリ、

〔浚明院實紀〕

二月八日、津輕出羽守信寧が領地、陸奥國弘前の地、また大に震して人家多ク潰ゆ、馬を傷ふこと少なからずとなり、年表、

同五年九月五日庚寅、佐渡國地震フ、

〔佐渡年代記〕

明和五年九月五日、夜地震、

同六年七月二十八日戊申、日向、豊後兩國、地強ク震ヒ、屋舎ヲ壞崩ス、是時、近國モ亦震ヒ、薩摩國沿海ノ地ハ、海嘯ノ害ヲ被レリ、

〔日向雜記〕

明和三年、五年、六年、七年、八年

明和六年七月かのと巳朔日、戌申廿八日、七ツ時大地震、村角村北中四軒程崩る、南中貳軒、其外北中彌々くづれ、南溝中無事、百人許三組にわけ家直し、村角にて前代未聞と沙汰す、

〔温故年表〕

明和六年己丑七月廿八日、未ノ半刻大地震、掛町京屋伊右衛門土藏倒レ崩ル、

同日、九州大地震、薩州大風津浪アリ、

同七年八月一日甲戌、佐渡國地震フ、

〔佐渡年代記〕

明和七年八月朔日、地震、

同八年五月二日壬寅、江戸地震フ、

〔泰平年表〕

明和八年五月二日、江戸地震、○武江年表同シ、

六月二日辛未、江戸地震強シ、

〔泰平年表〕

六月二日、江戸大地震、○武江年表同シ、

十月十八日乙酉、佐渡國地震フ、

〔佐渡年代記〕

明和八年 安永元年、二年、三年、四年、五年

明和八年十月十八日、地震、

安永元年五月三日丁酉、京都地震フ、

〔續史愚抄〕

安永元年五月三日丁酉、地動、愚紳、

同二年八月十日丁酉、是夜、佐渡國地震フ、

〔佐渡年代記〕

安永二年八月十日、夜地震、

十一月二十八日癸未、是夜、江戸地兩次震フ、

〔續談海〕

安永二年十一月廿八日、夜四時地震、同七時又々地震、

十二月十一日乙未、是夜、京都地震フ、

〔師資朝臣記〕

安永二年十二月十一日乙未、曇、晚頭雨、亥下刻計地震、

同月二十八日壬子、是夜、江戸地震フ、

〔續談海〕

十二月廿八日、夜八時過地震、

同月三十日甲寅、是夜、江戸地震フ、

〔續談海〕

晦日、夜四時過地震、

同三年二月三日丙戌、京都地震フ、

〔續史愚抄〕

安永三年二月三日丙戌、地動、愚紳、

三月四日丁巳、京都地震フ、

〔續史愚抄〕

三月四日丁巳、地震、愚紳、

同月二十三日丙子、京都地震フ

〔續史愚抄〕

三月廿三日丙子、地動、愚紳、

五月十七日己巳、京都地震フ、

〔續史愚抄〕

五月十七日己巳、地動、愚紳、

同四年一月十六日甲子、京都地震フ、

〔輝良公記〕

安永四年正月大十六日甲子、晴、未刻比自西方東方江震動

甚、

同五年九月十日戊寅、京都地震フ、

〔續史愚抄〕

安永五年九月十日戊寅、地動、愚紳、

十月二十三日辛酉、京都地震フ、

〔續史愚抄〕

十月廿三日辛酉、地動、愚紳、

同六年二月十二日己酉、京都地震フ、是夜、又震

フ、

〔輝光公記〕

安永六年二月十一日戊申、晴、丑刻過地震強、○丑刻過ノ文ニ據

十二日己酉、雨、子刻地震、

同七年二月二十四日乙卯、是夜、京都地震フ、

〔師資朝臣記〕

安永七年二月廿四日乙卯、晴、入夜地震、雪積三寸半、

三月四日乙丑、是夜、佐渡國地震フ、

〔佐渡年代記〕

安永七年三月四日、夜地震、

六月四日癸巳、是夜、京都地震フ、

〔師資朝臣記〕

六月四日癸巳、曇、午已後雨降、入夜戌刻計地震、

〔二條家番所日記〕

安永七年六月四日 癸巳、陰、

禁裏御所、仙洞御所、女院御所、新女院御所、女御々所等江御使、主膳、戌刻地震ニ付、被伺御機嫌候也、

七月二十六日甲申、豐後國臼杵、地強ク震フ、

〔温故年表〕

安永七年 戊 七月廿六日、大地震アリ、

同月二十九日丁亥、伊豆國大島ノ三原山、御洞ヨ

リ火ヲ噴キ灰ヲ雨ヲシ、地震ヒ、八月六日、七日、

二十九日、九月六日、十月二十九日等、燒音強カ

リシガ、漸次靜穩ニ歸シ、翌年三月二十二日ニ

至リ、更ニ中野澤ニ噴火シ、九月十八日、西南ヘ

燒崩レテ赤澤ニ噴火シ、二十六日、芥澤ヘ燒下

リ、左右一里ニ亘リ燒廣ガリ、夥ク火石ヲ海中ニ

排出セリ、尋デ又十一月十七日夜ヨリ火炎、燒音

強ク、二十一日、三原山ヲ距ル二里、宗葉地釜ヨ

リ火ヲ噴ケリ、

〔大嶋山火記〕水戸彰考館藏本、

私御代官所伊豆國附大嶋之内三原山御洞と申所、餘程廣

場所にて草木一切無御座、小石交之砂土山に候處、當七月

廿九日暮時、地中より火燃出、四方空より赤煙立、燒登候音夥敷聞、折々地震仕、時々髪之毛より細黑白長さ壹寸位を貳三寸位有之灰、并小さかなくそ之様成灰降、當月六日者朝より夜中大雨降候得共、猶々炎燒音強、翌七日者別而音強、灰も度々降、地震も度々有之、當月十一日迄鎮不申候故、嶋中男女共家業相止罷在候段、同日嶋人共差出候注進狀、昨十八日相届申候、且又神火に而、天和年中右山燒候儀有之段申傳候に付、穢有之者は相除、其餘者嶋中之者共、未明々濱邊江罷出垢離を取、鎮守へ參詣祈願仕候段、注進申越候、依之御届申上候、以上、

酉八月十九日

江川太郎左衛門

御勘定所

私御代官所伊豆國附大嶋之内三原山と申所、山燒之儀、嶋役人共々注進申越候趣、別紙を以御届申上候處、毛之降候者、嶋中一統何程降候哉、大造之儀候哉、少々之儀に候哉、御尋に御座候得共、此度注進には嶋役人共罷出不申、書面を以申越、委細之儀相知不申候に付、右嶋船之船頭(イカ)相尋候處、三原山者大嶋之真中に有之、四方に五ヶ村之村居有之、峯迄凡貳里程有之、天和年中神火に而山燒之節、峯に洞出來、御洞と申傳候由、此度山燒之儀、右御洞より燒出、髮

之毛より細き黑白長さ壹寸位を貳三寸位有之灰、并かなくそ之様成灰降候處、かなくそ之様成灰者、五ヶ村之内二三ヶ村へ降、毛々細き灰は五ヶ村共不殘降候處、風之吹廻しにより多少御座候由、然共壹寸共溜り有之體者無御座、多き所にては蜘蛛之巢のごとく溜り有之候段申之候、尤嶋役人共罷出候はゞ、相尋候上猶委細之儀可申上候得共、御尋に付船頭へ相尋候趣申上候、以上、

酉八月

江川太郎左衛門

御勘定所

私御代官所伊豆國附大島之内三原山と申所山燒之儀、先達而御届申上候處、又候爲注進右島年寄壹人、當月十二日大島出船、一昨十八日江戸着船仕候に付、相尋候趣、左に申上候、

一右三原山者、大島之真中に有之、天和四子年より元祿三年迄七ヶ年之間山燒候節、山上に凡拾町四方程之洞穴出來、今以其儘有之、深さ何程可有之哉難計御座候、當七月廿九日暮時、右洞穴より火氣吹出、夜分者山上一面に火氣相見、晝者煙許にて火氣者相見不申候、山燒強弱有之、燒音夥敷、折々地震仕、髮之毛々細黑白長さ壹寸位より貳三寸位有之灰、并小さかなくそ之様成灰降候得共、八月廿五日

比迄者差而相替候儀も無御座、同廿七八日者燒音地震共相止、灰も降不申、同廿九日北風に而雨降候得共、燒強罷成、九月六日之曉方々別而燒強、煙り夥敷、燒音雷之ごとくにて、地震も度々有之、同八日より九日夕方迄大風雨に御座候處、燒強、九日暮比々雨風止候得共、火勢強、燒音も彌增強、同十二日朝迄は相替候儀無御座、灰者降不申候、燒候石砂交、風之吹廻しにより降候儀も御座候段申之候、且又晴天には此節に而も殊之外暑く、極暑同様御座候段申之候、

一島方之者共、農業獵業渡世相休罷在候哉相尋候處、最初は燒音に恐、男女共罷出兼候得共、長々之儀に付、鳴音聞馴候氣味も有之、第一相休候而は給物無御座候に付、天氣能鳴音薄日者、晝之内罷出、作置候里芋薩摩芋取來、又者薪伐出し渡世仕候旨に御座候、獵業は此節鯨獵仕候最中に付罷出候得共、山燒にて島近所へ魚寄不申候哉、獵事一切無御座候旨申之候、

一諸作實成方如何御座候哉相尋候處、大島には田方無之、山畑々冬は麥、夏者粟、里芋仕付候處、最早粟者收納仕、此節作物里芋、薩摩芋許有之候得共、山燒火氣當り、又は燒石砂降懸り候故、莖者不殘枯失仕候に付、土中々芋を取入、

當時第一之夫食に仕候所、是又實入至而惡敷御座候段申之候、

一先月中旬々此節迄島方々出船無之儀、山燒故に候哉相尋候處、山燒にて獵事無御座、薪伐出方も薄御座候に付、荷物少く、其上去月中旬比々當月十二日迄順風無御座候に付、島出船無之、順風さへ御座候得者、山燒故出船不相成と申儀者無御座候段申之候、

一江戸江渡海遠島中、夫食差支候體之者は無之哉相尋候處、此節は粟并芋有之候に付、鳴音薄日者罷出、夫食足し合に可成磯蠟蝶螺海老之類取、無油斷相稼取續候様可致旨、島役人共々百姓共へ精々申渡候付、一同申合、取續之手段仕候段申之候、

一此度山燒之様子、天和年中山燒之節同様に候哉相尋候處、天和年中御救米被下置候儀者、島役人方に書物御座候處、其外之儀者申傳候迄に御座候處、山燒之様子、先年同様に御座候得共、(以下脱字アルニ似たり)此度者可有御座旨申之候、

一山燒之儀、山上々火吹出し候而已、山々草木并百姓家居近所江火移燒可申體に者無之哉相尋候處、三原山上迄凡高貳里程も可有御座候得共、草木は山の裾通に有之、其餘は岩砂山にて草木一切無御座、山上洞穴より火吹出候故、山

震災豫防調査報告第四十六號

甲

山草木へ火移候儀者無御座、天和年中山燒之節も、草木并百姓家へ火移候儀者無之旨申傳候段申之候、右者、大島山燒之儀爲注進、年寄壹人、昨十八日江戸へ着仕候に付、相尋候趣申上候、以上、

酉九月十九日

江川太郎左衛門

御勘定所

私御代官所伊豆國附大島三原山と申所山燒之儀、去酉年十月廿九日々夜中鳴も強、燒音も有之、折々細か成燒砂降り、當正月中旬比者、火氣燒音共別而強御座候處、正月下旬より火氣燒音共少々鎮り候段、二月十一日出大島役人共々注進申越候付、御届申上候、以上、

戌三月

江川太郎左衛門

御勘定所

私御代官所伊豆國附大島三原山と申處山燒之儀、段々燒止可申様子に御座候處、當九月八日朝より又候燒候段、右島役人共々注進申越候趣、去月廿四日御届申上候、尤先達而は中野澤と申處へ燒出申候、右場所は當時燒止、此度は赤澤と申處へ燒出、晝夜共に殊之外燒強、夜中明り夥敷、煙大分立登、音凄涼、大石を落候様に地響仕、三原山未申之方

燒崩れ、夫より大島之内差木地村野増村之間赤澤と申澤へ燒出、右之澤凡幅三間程、深さ壹丈四五尺程御座候處、大石崩れ落、澤を埋、其邊之草木不殘燒失仕、右近所野増村之畑、火氣に而作物不殘枯候由、右赤澤長風海邊迄三里程有之、差木地村野増村之間に御座候處、大石にて埋候付、兩村往來相成不申候由、且又木之葉燒候灰、島中五ヶ村共降り申候由、右山燒神火申傳候付、村々之内女未明より濱へ出、垢離を取、其村々之鎮守へ祈願仕罷在候由、右島役人共々注進申越候付、龜繪圖相添御届申上候、以上、

戌十月六日

江川太郎左衛門

御勘定所

私御代官所伊豆國附大島三原山と申所山燒之儀、右島役人共々注進申越候趣、當月六日御届申上候處、右注進申越候後、同島泉津村々壹里半程東之方こみ澤と申澤へ燒出、右澤之儀者、三原山より海邊迄長三里程有之候内、壹里程燒下り、夫より左右壹里程燒廣り、海中へ燒石押出し、波打際より沖へ壹町許水上炎夥敷燃、高貳間程、橫幅壹里程、大石にて築上申候段、且又燒音晝夜大雷のごとく鳴、地響強く、夜中明り凄涼、廣煙、島中男女驚入、垢離を取、鎮守へ祈願仕罷在候段、右島役人共々九月廿七日出島船便注進

申越候に付、龜繪圖相添御届申上候、以上、

戊十月十三日

江川太郎左衛門

御勘定所

私御代官所伊豆國附大島三原山と申所山燒之儀、當月六日、十四日兩度出島役人より注進申越候趣、先達而御届申上候處、其後地中燒音追日強く、雷鳴如くにて燒立候處、當月十七日夜々殊之外火勢強く、燒音彌増嚴敷罷成候由、且又當月廿一日晝時比、三原山々凡二里程隔泉津村之内宗業地釜と申所より、煙立火燃出候段、右村之者共々島役人へ注進申出候旨、當月廿一日出島役人出島仕、委細可申出旨申越候、依之御届申上候、以上、

戊十一月

江川太郎左衛門

御勘定所

私御代官所伊豆國附大島山燒之儀、去西七月廿九日々燒出、強弱は御座候得共、燒止不申候處、當九月十八日、同廿六日兩日、別而強燒出候旨、島役人共注進申越候間、御届申上候處、見分之者差遣候様被仰渡、則手代遣(イ差)し見分爲仕候趣、龜繪圖相添左に申上候、

天和四年子二月十六日

一三原山御洞燒出跡、此度燒出候、

天和四年子三月八日

一三原山御洞より壹里程下

寅之方字小釜瀧下より海

邊燒出跡

壹ヶ所

當時、字新築出と申傳候、

安永六年酉七月廿九日

一三原山御洞燒出口

壹ヶ所

安永七年戌三月廿二日

一三原山御洞々字中野澤

壹ヶ所

但シ長壹里程、幅拾間程、深さ拾五六間、

安永七年戌九月十八日

一三原山御洞より字赤澤

壹ヶ所

但長壹里半程、幅七八間、深さ三拾間程、

安永七年戌九月廿七日(イ六)

一三原山御洞々字ごみ澤

壹ヶ所

但長貳里程、幅三町程、深さ三間程、

右者大島三原山御洞之儀、去西七月廿九日より燒出し、山

中鳴音強く火勢立登り、燒音嚴敷日者、黒き砂に灰少々交

り降候而震動仕候處、當三月廿二日、御洞々字中野澤と申所へ焼出候處、其後正月々靜に相成、御洞之内黒煙立登、火勢少々宛相見候段、百姓共五月々八月上旬迄者山稼等も仕罷在候處、又候八月下旬々御洞々焼出強罷成、九月十八日、字赤澤と申澤へ焼出、夫より同廿六日、字ごみ澤と申澤へ焼出申候處、未右二ヶ所之儀、火氣煙強御座候、且右御届申上候節、御書付を以被 仰渡候趣、相糺、左に申上候、

一大島三原山燒方之様子、并何村者當時強燒候哉可申上旨御尋に御座候、

此段三原山御洞と申處、凡東西三町餘、南北拾町程にて、深さ之儀は何程御座候哉、島役人共も不奉存候由御座候、尤、御洞と申處を三原大明神と唱、島中惣鎮守と申傳候由に御座候、此洞之内々天和四子年々焼出、元祿三千年迄七ヶ年之内焼出候處、年に寄燒方強弱も有之候由、島中にて申傳候由申之候、然處去西七月廿九日、右御洞々焼出、夫より火勢強弱御座候得共、燒止不申候、併中野澤は相鎮り、赤澤、ごみ澤も燒止候様子に御座候得共、今以火氣強御座候、右體段々相鎮り、當時御洞之内許燒候而、日夜煙立登候得共、一體相鎮り候方にて、居村迄砂灰等降候程之儀も無御座候、尤村々々凡壹里半々三里位迄隔候場所御座候、

一字中之澤、字赤澤と申所燒、夫々又候ごみ澤と申處燒出候段、左候得ば島中三ツに相成、往來指支、島中に而互之助合も成兼可申旨御尋に御座候、此段當戊三月廿二日、三原山御洞戊亥之方燒崩、夫々字中の澤へ燒下り、泉津村々東之方、右村より平日百姓稼山江參り候道下にて燒止申候、尤人家々道法凡十八九町程相隔申候、且九月十八日、御洞々未申の方燒崩、夫々野増村差木地村之間字赤澤と申澤へ燒下り申候、右赤澤之内燒止候場所迄、兩村々道法壹里程も相隔申候、右澤之裾通海端迄之間、當時にては通路相成候様罷成候間、島中に而相互に助合等差支無御座、且又同月廿七日、御洞々丑寅之方、夫より字ごみ澤と申澤へ燒下り、是は海邊へ燒出、磯々海へ凡長壹町程、横拾町餘も有之燒出、高さ之儀は海中水上に而凡五六間程も高く相見申候、此所波打際にて未黒煙立登申候、右場所は大島裏山にて嶮岨に御座候間、元來村居も無御座、泉津村稼山にて、外村々へは道筋も無之、通路不仕場所に御座候、

一少々は火氣不屈方之田畑は用立、草之葉等、夫食助合にも相成、魚漁等も少々は有之、薪等も伐出候儀も相成候哉之旨御尋に御座候、

此段大島之儀、田方は無御座、畑方之儀も芝山杯年々切替

畑に仕候、島内五ヶ村御座候處、新島、岡田右貳ヶ村之儀は、火氣不届畑も御座候間、里芋薩摩芋其外草の葉、夫食之足合に取入申候、尤薪伐出し、并漁業も有之村方御座候處、漁業之儀者、山燒之音海へ響有之哉、去秋中々漁業薄相成候、且又山燒不强節者、日々山稼も仕、其上島中々伐出候薪、江戸表へ積出相稼候村方にて、此節も右品々相稼渡世仕候、且又野増、泉津、指木地、右三ヶ村は、山稼專之村方にて、漁業等不仕、作物仕付候場所も、前書貳ヶ村少御座候處、右赤澤、こみ澤へ燒出候火氣煙等掛候故、別而實人不宜候得とも、里芋薩摩芋共少々收納仕候、且又山燒不强節者、日々罷出、薪伐出、江戸表へ相廻候へ共、燒石押出、稼場少く罷成申候、

一當時燒出候處は、人家無之方と相聞候、人家者何程隔有之候哉可申上旨、御尋に御座候、
 此段三原山御洞々燒出、人家御座候處迄は、村々何れも道法凡壹里半々三里位迄相隔申候、
 一地中之燒候儀、萬一人家有之候方へ燒出候は、急に百姓共立所に迷ひ候様成儀者有之間敷候哉、若左様之節は如何様に取計、急難を救候哉、手當可相成候哉、可申上旨御尋御座候、

(兩脱カ)
 此段新島、岡田村之儀、三原山々西北に當、よせ之腰と申山にて相隔、急難之儀者御座有間敷奉存候野増、泉津、指木地三ヶ村之儀、新島、岡田貳ヶ村と違、三原山々よせの腰同様燒出防に相成候山も無御座候間、新島村へ引越候様吟味仕候處、當時山燒も格別靜に相成、殊更居村を離候而は、第一稼方差支、渡世難相成候付、引移之儀御免相願申候、尤此上山燒強相成候節は、新島村へ引移、萬一山燒之様子より通路差支候節は、新島村相殘候廻船、并漁船を以、爲引移候積、手當申渡置候、一體山燒之儀、神火と唱、居村迄燒出候儀は無之旨、前々申傳、安堵仕罷在候旨申之候、

下ヶ紙

急難之節は利島、新島、伊豆國下田港、同國稻取村、相州三崎浦、其外何れ之浦々へ成とも、風様次第乗附、江戸表并豆州葦山役所最寄之方江注進可申出旨、島役人共へ申渡、且又流人之儀者、其節至候は、夫食宜爲持置、出島急度爲致間敷旨、尤大島々利島へ七里程、新島へ十里程、豆州下田港へ十八里程、同國稻取村へ八里程、相州三崎へ十八里程、江戸迄三十六里程、

但 廻船五六艘程
 漁船三十餘艘

新島 兩村
岡田

一島中人數も貳千餘之儀に候處、島船貳拾艘にて、急に右人數爲立退候儀も相成間敷候、其節之手當之儀可申上旨御尋御座候、

此段前條に申立候通、新島岡田兩村者、よせの腰と申山にて相隔候付、御洞を燒下り候儀も御座有間敷相見申候、野増、泉津、指木地三ヶ村之内へ、若民家迄危體に燒出候儀も御座候はゞ、無難之村方へ引移、早速注進申出候様申渡置候、尤島方廻船貳拾艘程之内、江戸表へ薪積出候而も五六艘宛は島方に殘有之候間、萬一通路絶切候様に燒出候節は、右船相廻候而怪我不仕候様取計之儀、得と手當申渡候、

一島迄往來之船便差支無之、急難之間に合取計方可有之哉可申上旨、御尋に御座候、

此段前條之通、薪等江戸表へ積來候廻船、島方へ積歸候穀物等、江戸表に而買調候間、逗留仕居候に付、島迄往來之(イ方)船便差支無御座候、且又島方より江戸表へ渡海之儀も、島方に殘有之候廻船、其外漁船等も御座候間、是又船便差支

之儀無之、急難之儀有之候而も間に合候儀御座候、

右者、私御代官所伊豆國附大島山燒爲見分手代差遣、彼地見分之上被 仰渡之趣を以、島役人共相糺候處、書面之通御座候、且又山燒之儀段々相鎮り、當時に而者澤々者燒止り、御洞計畫夜燒申候、中之澤之儀者相鎮り、赤澤之儀も火氣煙は今以御座候得共、道上に而燒止り候に付、通路差支も無御座候、こみ澤之儀者、今以火氣有之、其外海表迄燒出候得共、是は居村無之方に御座候間、常々も通路不仕場所に御座候、併右澤々燒候節、泉津、指木地、野増三ヶ村相稼候山谷へ燒石押出、稼薄罷成、新島、岡田兩村者、船持共有之候村方にて、島中を伐出候薪積送り、或は山稼、其外漁業仕來候處、薪出方少罷成、其上漁業薄難儀仕候得共、去西十一月下旬を當五月中迄、御救被下置候付、無難取續罷在候段、島中一同舉而難有仕合奉存罷在候、作物之儀も右山燒故、平年之通には出來不仕候得共、麥作里芋薩摩芋之類收納仕候間、當年中之夫食取續者、(イ候)可成に可行屆體に御座候、依之見分之趣、危繪圖に相添申上候、以上、

イ安永七

戌十一月

御勘定所

江川太郎左衛門

伊豆國附

大島家數人別百姓渡世大概書付

覺

無高

大島 東西貳里半程、南北五里程

江戸方海上三拾六里程、

相摸國三崎方拾八里程、

家數五百拾八軒

人別二千貳百九拾八人

外五人

流人、并出生子共、

社三拾七ヶ所

外 寺三ヶ寺

堂四軒

一薪伐出江戸廻

五ヶ村共、年中渡世仕候、

一里芋

五ヶ村共、

一薩摩芋

夫食に仕候、

一粟少々

切替畑に作り、

一麥少々

一いたどり

一ところ

五ヶ村女子共、

一山の芋

春中山稼にて、

一藤の根

夫食足合仕候、

一あしたば

一鰹釣漁

(島カ) 新田、岡田二ヶ村に而夏漁仕候、

一鱸納漁

右二ヶ村にて秋漁仕候、

一海苔

右二ヶ村にて女子共、冬中磯にて相稼、夫食足合仕候、

一四季共各別替り候儀無御座、風は都片吹に而、時々大風仕候、

一此村、國地百姓共にて平日渡世相應に相成候、新島村、岡田村 村方に御座候、

一此三ヶ村之内、差木地、泉津貳ヶ村は、男は□野増村惣髪にて、一體之村柄も新島、岡田二ヶ村方□差木地村違、平日渡世困窮成村方に御座候、□□□□泉津村、

一醫師無御座候、

一鳶鳥雀數多有之、鳴少々有之候、

一羊凡千疋餘、

一野馬凡六拾疋餘、

一野牛凡貳百疋餘、

一野馬凡六拾疋餘、

一野牛凡貳百疋餘、

右大島五ヶ村之内、新島、岡田兩村之儀は、濱附之村方に

て廻船漁船も御座候間、山海之稼も仕候に付、渡世相應に

も相成候趣御座候、且野増、差木地、泉津三ヶ村者、年中山

も相成候趣御座候、且野増、差木地、泉津三ヶ村者、年中山

安永七年、八年

稼之外、渡世致方無御座、別而困窮之體に相見申候、右者、大島山燒爲見分渡海仕候手代共爲^セ相糺^サ候趣、書面之通御座候、依之申上候、以上、

戌十一月

江川太郎左衛門

御勘定所

右之通御座候、

以上

〔温故年表〕

安永七年^戌六月ヨリ至^レ冬、伊豆ノ大島度々燒ル、

○三原山噴火ハ、明年ニ涉リ、其中、大燒ノ日モアレドモ、今皆初テ噴火シタル日ニ合載セリ、サルハ讀者ノ便ヲ慮リテナリ、靜止ノコトハ前書中ニ見エザレドモ、宗葉地釜噴火ノ後ハ、續噴モナク、頓テ靜穩ニ歸セシナルベシ、

九月八日甲午、紀伊國田邊、地兩次震フ、

〔田所氏記錄〕

安永七戌年

九月八日八ツ時半、餘程之地震致、又七ツ時半、地震致申候、

同八年一月十七日壬寅、是夜、佐渡國地震フ、

〔佐渡年代記〕

安永八年正月十七日、夜地震、

四月十日甲子、京都地震フ、

〔續史愚抄〕

安永八年四月十日甲子、地動、愚紳、

十月一日辛亥、大隅國櫻島、前夜ヨリ鳴動シ、地震フコト強ク、是日、山巔兩中ノ地爆裂シテ火ヲ噴キ、沙石泥土ヲ迸流シ、山麓ノ諸里落、之ガ爲ニ蕩盡セラレ、人畜ノ死傷セルモノ夥シ、是時、島ノ近海ニ新嶼ヲ散生セリ、後名ケテ安永島トイフ、

〔續皇年代略記〕

安永八年十月朔日午時、薩摩櫻島燒、熱湯迸出、人多死、地震鳴動、新島出、灰降及伊勢、

〔泰平年表〕

安永八年九月廿九日、大隅國櫻島南方山燒出、火焰の中霹光曜々、諸人目を驚、熱砂泥土涌出、沙石四方に散亂、霰の如く降ちらし、田畑多損、死亡の者一萬六千餘人、牛馬二千餘也、同十月二日、三日比紀州熊野、土佐海邊、尾州、伊勢、關東邊、及江戸、小灰降事雪の如し、是櫻島燃灰也、同十月中旬に至、火漸滅す、

〔武江年表〕

安永八年十月朔日夜より二日迄、灰雪の如く降る、大隅國櫻島焼たりしが、其灰江戸迄も降しといふ、

〔後見草〕

安永八年、一同空打曇、細き灰風につれ、都下一面に降たり、日を経て後に聞ぬれば、薩摩國櫻島といふ處、是も同じく焼出し、其國はいふに及ばず、近國までも鳴響き、恐れぬ者はなかりき、久しき事にて年月は忘れたり、大凡此年の事と覺ゆ、

〔續談海〕

安永八年十月二日、曇る、冷氣強し、昨夜中々今日終日はい降、尤少々づゝ霧のごとく降、夜に入雨少々、翌三日南風にて晴天に成、降不申候、

何れの山々降候事、御代官衆へ御尋有之候得共、(不申カ)知れ知う

候、實は日光邊之山々降候由、

〔地理纂考〕

大隅國大隅郡櫻島、安永炎上、

安永八年癸亥十月朔日、櫻島岳大に火を發す、初九月廿九日亥の上刻より、方數十里地震甚し、翌朔日己午の刻に至り、島中の井水悉く沸騰し、所々水迸り出づ、又海水紫色に變ず、未刻に至りて、山上兩中兩中、上文にいづ、○岳の頂上に二峯あり、南なるを南嶽といひ、北なるを北嶽といふ、

昔は此兩嶽に兩社あり、今は下、絶頂に三の池あり、南岳にあるを白水と名づけ、北岳にあるを御鉢と名づく、白水御鉢の中央、凹なる所を、兩中といふ、

り忽ち一帶の黒烟立登り、須らくありて大に鳴動し、東西兩所一時に炎上れり、火炎れば地隨て震ひ、地震へは火愈炎て、沙石を飛し、泥土を流し、黒烟空を覆ひ、白日變じて暗夜の如し、火炎いよく、壯なるに隨ひ、其光天を焼き、海上を照す事、數十里なり、或は焰を閃す事、疾電の縦横するが如し、石を飛す事、流星の上下するに似たり、又燃る音、雷の轟が如くにて地震ひ、晝夜の所觀、變幻萬態にして名狀すべからず、是の如くなること五日を経て、炎天稍微なりといへども、其火遽に止まず、或は三四時を過て炎え、或は一夜を隔て炎ゆ、かくて又東北五六里の海底より炎出で、海上俄に洲嶼若干を沸出す、別條に記す、故に此には略す、凡一月を経て漸く無事なり、於是櫻島の形狀、凸は凹になり、凹は凸になりて、舊日の形に非ず、初城下の人民、其火の起るを見てや、餘焰將に及んといひ、或は飛石將に落むといひ、或は海嘯將に至らむといひ、訛言區々にして、人心安からず、既にして城下に灰を雨すこと甚し、此島は城下の東に在りて、此時、日夜西北の風吹ける故に、城下灰を雨すこと稍少し、垂水、牛根、福山等の諸邑、其下風にある者は、其灰を雨すこと沙を簸ることし、石を飛すこと礫を投に似たり、隴畝を瀉し、溝渠は埋み、五穀

震災豫防調査報告第四十六號

甲

草木を傷る事又甚し、其下風にある内海數里之間は、浮石屯聚する事、厚さ六尺許にして、舟楫の往來を絶つ、又其浮石の上を踏て、垂水に涉れる者ありしとぞ、當島と垂水は、相距ること海上僅に三里許なり又櫻島に於ては、地の震ふこと他所に十倍せり、立ば顛び、行ば倒る、其火の起るや、盤石の崩れ落る音雷の如く、沙灰の降ること殊に甚し、加之黒烟湧出して上下に充ち、四方に塞がり、島民死する者數を知らず、或は舟を争ひ溺れ、或は方角を失ふ、數日の後、戸口を點檢するに、島民死する者總て百四十餘人なり、其損傷せる者は枚擧すべからず、鶏犬牛馬の死する者は、推て知るべし、又東北南海七里の間には、魚の死で海に浮べる事夥し、始め火の起れるは、湯之村、有村、黒上村、サライ向面村等の上に當れり、是を以て此村の民死傷多し、火起るの日、國守命じて、速に舟船數百隻を出し、島民を濟ふ、是故に其老幼携へて城下に避る者二千餘人なり、迺ち城下に於て茅舎數十間を作てこれを置き、倉米數百石を出して是を救ふ、故に島民露處餓死を免る、又庫錢二千緡を出して是を與ふ、故に其島に還り、是を以て居處を修し、産業を治ることを得たり、是皆國守の仁惠なり、後に大坂の人いへるは、安永八年十月二日、大坂に砂灰降る、諸人大に怪む、時に丹後浦島の人來り、彼海邊に浮石夥く寄來る、是海

島の燃るならむといひらに、果して櫻島の事を聞たりとぞ、其頃は城下日ごとに西風のみ吹つゝきたる故に、かく速に砂灰を大坂まで降せしなるべし、先是櫻島童謡に曰、二つお西中の義、上から雨流す、雨は流さず沙流す、後は火の粉のま文にみゆを發するは、必ず朔望の交ひにありて、海潮の候に隨ふといへり、

諸所の燃崎 當島の内燃崎といへる地諸所にあり、一つは黒上村にあり、天明三年九月十二日、此村の頂きより火を發し、大石を飛し砂を雨らす、其燒石堆積して岩丘となる、土人呼で燃崎といふ、一は野尻村湯之村の界にあり、文明七年八月十五日、野尻村の上より火を發し、砂石を雨し、此邊すべて燃石なり、一は向面村にあり、安永八年十月の燒跡にて、島民新燃崎といふ、一は有村にあり、是も同時の燒跡にて新燃島といふ、

顯燃島

僧覺惠

寒嵩次列里程餘、龍臥虎蹲勢活然、黒質彩丹燦崎石、宛如炎氣未相除、

新島 向面村の前にあり、其島凡そ五ツありしが、次々に合併して今は一島となる、安永八年己亥十月朔日、櫻島火を發

し、地大に震ひ、黒烟天を覆ひ、忽ち暗夜の如し、五日経て後、烟消え天晴る、十四日、一島湧出す、向面村の地を距ること三町、南北五十七間、東北五十間、高さ一間三尺ばかり、其翌年七月朔日、水中に没す、是を一、番島といふ、同十五日、又一島涌出す、一番島を距ること、卯の方一町十六間許、向面の地を距ること四町半許にあり、その状嵩島なり、是を二、番島と云、俗に猪子島と稱す、己亥十月化生の故なり、同十一月六日夜、又一島涌出す、二番島を距ること、巳方十五町、向面の地を距ること十町許にあり、其状、是を三、番島と云、同十二月九日夜又一島涌出す、三番島を距ること、午方六町許、向面の地を距ること、三四の兩島を距ること廿三町許にあり、其状亦嵩島なり、是を四、番島と云、三四の兩島は硫黄の氣あり、因て俗に硫黄島と稱す、同九年庚子四月八日、二島相並び又涌出す、五月朔日に至て自ら合して一島となる、四番島を距ること、未申の方十四町餘、向面の地を距ること十二町許にあり、是を五、番島と云、今俗に安永島と稱す、同六月十一日、又一島涌出す、五番島を距ること、方十四町餘、向面の地を距ること、丑寅の方十町許にあり、是を六、番島と云、同九月二日、又一島涌出す、六番島の方、是を七、番島と云、同十月十三日、又一島涌出す、七番島の方、是を八、番島と云、後七八の兩島合して一島となれり、因て併せ稱して六、番島と云、漁人釣を垂るゝに魚を得ること多く、俗に惠美須島と名づく、初め火を發せしより、一年の際、海底鑄冶の如き音ありて、海潮沸騰し、砂を飛せ、泥を雨らし、或は石を發し、或は三日を経、或は五日を過ぎ、出沒常なし、巨崑崩れて細石と變じ、泥砂聚りて洲嶼に化し、

安永八年

其狀定ることなし、其一島涌出する時は、必泥沙^{ウツキ}淤き上て山の如く、其高さ三四丈に至り、倒れて海水人家に逼る、炎氣稍退き、五島全く其形を成す、即ち其二番三番四番五番六番の五島、併せて新島と名づく、其中五番島最大きにして、其周囲二十町、高さ六丈なり、草木發生し、水泉迸出す、於是寛政十二年閏四月、島民六口を此島に移す、今向面の海底を測るに、深きこと凡そ八十尋、若くは九十尋あり、かゝる海底より諸島を湧出せること、造化の功用、眞に不思議といふべし、

フルサト古里温泉 湯之村古里にあり、安永八年湧出す、潮湯にして能く諸病を治す、初め近村有村に温泉ありしが、安永八年大燃の後、其温泉涸て、是年今の地に湧出す、近來亦有村の地にも湧出し、年々歳々客舍を造り、浴客たえず、

〔見聞雜錄〕

安永八亥年九月廿九日、薩州、隅州之海中に有之櫻島、夜西刻地震、翌十月朔日、卯刻より神火燃上り、燒死人凡九千六百餘、牛馬二千八百餘、櫻島廻り七里、御嶽高さ三、里

〔梅園拾遺〕

櫻島火變の説、

ことし安永己亥九月廿九日の夜より翌十月朔日、南にあた

つて雷の如くにして雷にあらず、天鳴ともいふべくして然にあらず、石火矢などつるべ放つ様に聞ゆ、肥州阿蘇山焼るかなどいへり、程へてきくに、薩摩鹿島より南にあたり、櫻島とてめぐり十里もある様な島あり、晝夜八九十度も地震り、南北の端より火起り、大石を飛すこと六七里の外に及び、風起り、黒烟東南に吹覆ひ、人死傷其數いまだしられずといへり、門生其故を問に、こたへける様、去年以來、伊豆の大島などもやくるよし沙汰せり、是は櫻島よりは火勢ゆるく、久しき様にきけり、是誠に稀代の變なり、されども天地より見れば常理なり、一體地といふ物は、水燥のふたつの氣にて、網縊造化の用をなすものなり、地の中は、菌瓣蜂窠の如しと古人もいひて、菌のうちの理すぢの如く、蜂の窠のあなの如く、蠹うごばみたる木の如く、始終あちこちと穴あるものなり、燥とは地の氣なり、故は體(にカ)はなし、水の對偶のものなり、我輩かくのごとくねつおきつ、嘘噓を通ずる處も、其氣のうちなり、地中すべて此氣と水とふたつあり、水は高きに結び、卑き處に化する故、地上にかみ、燥は地下に生じ、天中に化するもの故、よく地中に伏す、水は川谷を道路として、處によりては伏流するもあり、燥は地中の穴を往來して、鬱してあつまれば火となる、其氣穴、山岳の間に通ずれば風と

なるものを風穴とし、火出るものを火穴とし、又時あつて雲霧を起す處ともなる事、皆燥氣の變なり、燥氣の火となるは、水の氷となると同じ理にて、冬の雨露をむすびて霜雪となるも、夏の温熱を鬱して雷電となるも、一つ事なり、肥後の阿蘇、信濃の淺間などいふも、其氣の外にぬくるなり、其處は地膩とて、硫黄地搜様の地あぶらの結ぶ處にあり、さる處は冷水の中にも火もゆるなり、其外世俗に地獄といふもひとつものにして、温湯といふは、其氣脈の上を水の通る所にて水の煖まりたる也、さる故に其處を流れ過れば、本性に復してひゆるなり、海の底にも其氣通ずる處いくつともなくあり、此うちに右の陽氣伏し、月に壓れば、其氣わきへ行ゆる潮かれ、月側なれば、陽氣下よりおこり水に入て水沍る也、水本性は下るものなり、陽氣そのうちに入れば、釜の内うちの水のわく如くのぼりゆくなり、されどその陽氣は客氣ゆゑに、外にぬけ出ればもその水となり、又流れて下るなり、右の燥氣、地中の空穴に貯へ、硫黄等の物を醸し、一時に鬱發を致すなり、寶永の頃、富士山のやけしも同じ事なり、其内此度の如きは尤大變とみえたり、地震は其鬱氣發する勢なり、右の陽氣地に鬱し、地面を陰に閉られ、無理に其處へ發すれば地震なり、天間の陰氣に閉らるれば雷電なり、秋の

初いなづまとてひかるも、夏の地面の陽氣のこれるを、秋陰の氣に肅せらるゝ故に、發して散するなり、雷の微にして聲なきなり、天鳴とて天のなるも、雷の如くして聲ある也、此節櫻島の火も、雷と同一理としるべし、傳へ聞に、麿島は北極の出地三十一度位のよし也、此地は^{○豊}三十五度餘りなり、此處によくその音の聞へたれば、中國あたりにも定めて聞けん、雷百里をうごかすとは、唐のみちのりにして日本の十里にもとどかぬことなり、誠に雷の音はごたかきものはなき様なれども、十里にみたく、此節の鳴動は百里にも及ぬれば、物の音にかゝる大なるものはあるまじく覺ゆる也、水の流れ、火の起り、土地の出沒するも、世界にたへぬことにして、もろこしの礪石といふは、世に類なき大石にして、むかしは陸なりしが、今は海の中に島の様に見ゆると聞り、からの西南のはての海に、萬里といひて東西は二三百里、南北は七八里も沙石のみ茫々としてあり、そのあたりは、このの外嶮多く、阿蘭陀船など深くつゝこむ所なり、是むかしは國にてありしが、海に沈みこといふつたへたり、歴史などにも、地陷るといふ事多し、空穴ひしぐる故と見えたり、是は遠き事なれば定かにもさしがたし、出雲の國秋鹿の郡の北なる海、黒島といふ有しが、天慶三年十二月上旬、俄に落りて

今は其跡とて大石など残れる事、著問集にも見えたり、又天武天皇の十三年、地震あり、伊豫の温泉つき埋め、土佐の田苑五十餘萬程、没して海となり、天おびたゞしく鳴り、伊豆の島の西北三百餘丈の高山出來たる事、日本紀にも見えたり、さつまあたりに此度の様の變にて山出來たる事、同じ紀かある様にも覺へたれども、諸記せず、ちかく慶長元年の七月大地震、速見高崎山なども石崩れ落ち、火出たるよし、府内の記事に見えたり、この時、かのあたり人七百餘も損じたりとあり、寛永の頃、八丈が島のおたり一島を湧出し、年號をとりて寛永島ともいひ、寶永の頃、富士に火起りて一丘を生じ、寶永山ともいふ、水火は時としてかはる物なれば、むかしは富士の烟とよみしも、今はたゞずなり、下野むろのやしまの烟なども、今はたへぬ、越後蒲原郡如法寺といへるには、正保二年三月より、あつくなき火燃出で、百有餘年へて今にたえず、是等の事を思ひ合せ、水火の用の工夫あるべきなり、霜月望、

重記火變

其後、薩藩の知學事山本正誼の櫻島炎上の記を得てよむに、安永八年己亥九月廿九日夜より十月朔日にいたり、薩城及東南北數十里の間、地震ふ事しきりなり、其日未の刻を過

て、城下東方對岸櫻島の上火起る、もゆれば地震ひ、地ふるへば火もえ、聲雷よりもどろろき、光電よりもかどやく、火騰る事數丈、石を激して空中に相撃つ、五日を経てその勢漸く衰ふ、されども或は三四時をわたり、あるひは一二日を隔て、伏發常ならず、又東北五六里の海底より炎上る、其響隱隱として日夜やまず、既にして海上一洲を出す、水を出るこゝと二丈餘、周り半里なるべし、一月を経て變動の勢やうやくふるきに復す、こゝに於て櫻島の形勢高低參差、舊觀にあらず、石つむもの五六丈に及ぶ有、灰埋めて二三十尋にいたるあり、地の下風にあるものは、沙石ひるが如し、藩は上風にあるを以て甚しきにいたらず、飛鳥走獸は沙石にあたり、魚鼈は海底の炎に傷らる、人、この炎にかゝるもの、百四十有四人、島に村すべて十八あり、火の起る事、古里村、有根村、瀬戸村、黒神村、高免村の上にあたる、是を以てこれらの村民死するもの多し、麋鹿或は海をしのぎて、吉野といふにいたるものありといへり、さきに失記する者、續日本紀曰、廢常天平寶字八年十二月、西方有聲、似雷非雷、時當大隅薩摩兩國之堺、烟雲晦冥、奔雷去來、七日之後乃天晴、於鹿島信爾村之海、沙石自聚、化成三島、炎氣露見、有如冶鑄之爲、形勢相連、望似四阿之屋、爲島被埋者、民屋六十二區、口八十餘人、

とあり、薩州にても其地今は定かならざるにや、正誼もこの島なるべしといへり、その後文明八年に焼たるよし、福昌寺の舊記に見えたりとあり、その遺跡、炎崎とてあるとなん、我右火變の圖を得て後に出す、正誼の記に、公命して晝のみる所、夜のみる所の二圖を書しむとあり、予が得るところは、いかなる人の圖せるものにやしらす、また傳へきとけるやうは、火變の前、猪鹿狸狐やうのもの、盡く山林を出で村落に群り、田圃をあらしたりと、火氣下にうごきて起居安からざりしゆゑなるべし、

櫻島火變圖說

安永八年己亥十月朔日午時火發、至十一月初、火猶不滅、然亦不甚、入夜則鹿兒島之地、猶見其光、十一月、南種子島海上五十里、灰積者二寸所、日向境亦然、島新湧出者八、記左、

- 一 此島、潮滿レバ不可見、
- 二 此島石多、行歩不自由、巳ノ方高サ七八間バカリ、長九十五間、横五十八間、回リ四町四十七間、
- 三 此島土、間々有リ、回リ八町、高サ七八間許、長三町、横一町、
- 四 此島石多シテ行歩不自由、湯坪大小四ツ、潮滿レバ湯潮

相交ル、硫黃多、高免邑タカメヨリ卯ノ方、回七町三十間、高サ四五間許リ、

〔五〕此島岩少シ、高免村ヨリ卯ノ方、回リ五十間ニテ一里半四町三十四間、高サ二十間、全長十七町、横三町、

〔六〕此島土、マ、石アリ、高免村ヨリ丑寅ノ方、回リ二十六町五十六間、高サ十七八間、長五町、横三町餘、

〔七〕此島總平ナリ、濱少々アリ、小石多シ、高免村ヨリ子ノ方、回リ七町五十間、高サ二間餘、長一町四十間、横二町、

〔八〕此島土石ナシ、高免村ヨリ子ノ方、高二間許、回リ八十間、

右先日見分ニ遣ハサレ、於御組所々圖、○圖ハ今略セリ、

〔莊内地理志〕九十史料編纂掛日向採訪本、

名勝考

野々三谷二

野々三谷村

金田村

一安永八年癸亥十月朔日、さくら嶋大に火を發しけり、其疇昔九月九日廿脫カ夜亥の上刻より、方數十里之間、地岬事頻然、曾て無息時、以て翌朔日己午之刻に至、嶋中の井悉く沸騰、所々水逆出、(逆カ)又海水紫いろに變る、未の刻山上兩間に乍一帯の黒煙を吹出し、須シハラクシテ乃大鳴動して東西兩所一時に

安永八年

炎上れり、そもく櫻じま絶頂の東南兩間てふ峽に湖あり、白水の池と稱ふ、回り一里餘、其水常滿潤有、海潮の進退大小變るなり、先是櫻島童謠曰、二つあひから雨流す、

雨は流さず沙流す、後は火の粉のよる焼たむの(たのむカ)、果して朔日未の刻、此兩間より火を起し、泥沙涌流れて、人屋田疇を埋浸するもの、其數を知らず、其書狀は炎上記といふ冊子有、復記す、(彼カ)は後大坂人に聞く、安永八年十月二日、

大坂に沙降る、諸人大にあやしむ所に、丹後浦島の人來り、かの海邊に夥しく浮石寄來る、是海嶋の燃ならんといひしに、果してさくら嶋の事を承りたりといへり、その

比は本藩、日ごとに西風のみ吹つゞきぬる程に、かく速に灰を大坂に降せしなるべし、

白石手帖に、十月十五日、淺間山夥しく鳴渡してやけ出し、山崩、いし飛、廿六日比地震、夫々五日、十日程に江戸皆地震、十二月臘冬の夜甚しく、正月元日御城に登らむとて罷出しに、漆の如く黒雲一條、西之方(北カ)東し立たるに、供の者どもおびたゞしき霜のふると打拂く參候に、後に聞けば、霜とみしは皆灰にてありし也、さて嶺火を起すものは、必ず朔望の交に有蓋、海潮の候に隨ふといへり、

大隅海新嶼記

余嘗聞之、天地之體、日月其精靈、其水火即二氣之妙用、而萬物統會、不外于茲矣、故以木金與水火並稱者、非所聞也、人間生々乎二氣中、自相忘、弗之察焉而已、夫智之欺者、爲其易物

震災豫防調查會報告第四十六號

甲

理、愚之惑者、爲其蔽物理焉、而日月之食、四時之更、常見而信之、未有之疑也、然而至夫火水變、尋常所希、則物理不能知者、世固既不得而無之也、安永八年癸亥十月朔日辛亥、大隅州櫻島山上、有發火變、一時天搖地震焉、越比及五日、火更東轉、從海中炎、其海深自八十尋至九十尋、故此焰自海底沸騰也、山谷爲扇動、溟爲此蕩波、則使潮勢溢陸、海畔居屋、漂室穿墻、魚鼈焦殺、蟲介熱傷、舟楫常有飄蕩之恐、覆溺之虞、至若夫櫻島山上火坑時發也、鬱煙敲^(蒸)、不知幾重疊、九霄星斗、爲之要^(喪力)、灰沙隨風、積席眯眼、其患亦夥、烈聲呼號也、礮礮連轟、聽雷厲電激、硫黃臭氣時薰、莫不掩鼻屢生忌嫌、不測復將何作、須臾千態、俄頃萬狀、則不可窮盡諸筆言也、而以泊翌歲九年甲子、其火勢浸微、又閱月餘、炎殆息、突然出生者、即新嶼也、新嶼之生也、固未可頓知之、或曰泥沙之凝滯、或曰浮石之屯聚、或曰出沒易處、隱顯有時、昔者所視、今則無之、今日所成、如明日何、抄忽之間、難巨細認之、頗似有鬼神陰來相之、異言眩聒、街談紛紜、若是蓋期年、完然島嶼分出列見、凡以五數、其二以八年癸亥十一月六日丙戌生、一大者曰安永嶼、周匝二十町、一小者曰豬兒嶼、周匝四町、其次以十二月九日夜生、是曰硫黃嶼、以有硫黃氣也、其次以九年甲子四月八日、雙生二島、至五月五日、自合爲一島、亦曰安永嶼、周匝三

町、其次以同年六月十一日生、又九月二日生一島、又十月三日生一島、是二島並小、後自合爲一、既而與六月十一日所生者、自連接成一島、是曰惠毗須嶼、以獲魚最多也、凡各嶼皆磐石連結、獨惠毗須嶼、白沙委積、遠望皚乎如堆雪、前此以癸亥十一月十四日、始生一島、後沒而亡云、今合而名之、曰安永之島、以安永年生出也、蓋距櫻島、各可半里、北瀕福山邑、而其大者長東西、北背隆高、南面夷平、松茅穰生其上、源泉迸出其間、於是漁客蟻人、亦可以止宿碇泊也、按續紀、神護中大隅之海中、有神造島、其名曰火穴持、今以爲小島、是也、夫海中島嶼、往々而在焉、顧有神造之理、疑史或爲之說、或曰、神造猶言天造也、余也惑焉、今乃會安永島之生、因再謂、夫有物斯有理、天地中間未可曾言物而無之、原野拾蛤殼、山壑遺蠹房、先天之世、不亦近乎、况夫造物者之無極、欲以眼前知窮則易、以蚩々愚深疑之滋惑矣、凡是皆不能盡所以爲其理者也、然則神造出亦何擇焉、今於斯安永島、人自觀以爲世固既不無之、而未聞貽疑於其間者也、如余嚮有疑於史、可謂爲愚錮矣、抑昨之所惑於彼、今則發於此、遇欲記安永島之狀、故並論之、私以備後之魚面觀之、而或有疑於斯者云、天明五年某月日鼓川國柱記、

〔四位揖右衛門聞書〕

安永八年九月廿九日夜、此方城都地震五六度、翌十月朔日晝時分より空曇り、雷の様に鳴出し、櫻島大燃之由取沙汰有之、七ツ過より白砂降、よるまでも降、ゆるぎ、雨なしに雷なり、本町藏の鬼瓦に落、又中尾福山の並松早水四くの柱ほどの杉貳本に落過、此方砂は三分程積、樺山は都城より深く、鷺巢は樺山方又深く、稜之升だけ降候よし、安久田邊強く灰降候よし、上長へも此方方は少しつよく候、梶山も此方より深く、浦は麓より強くつみ候由、安永邊は少もふらず、河東邊もまれに降り候由、末吉も五寸計降、一日に取甘諸を、三日ばかりに取候よし、敷根は灰計降、櫻島燃出しより強く聞へ候、堺は四五尺砂降、甘諸を掘出す事、山いもほるほどの難儀仕候よし、牛根は八尺之砂ふり、市成は一尺一寸、家の後軒端に砂つづく處も候由、朔日方二日迄ふり、握りめしほどの石降て、笠もふり破り候よし、市成、百引、垂水、新城、花岡、恒吉、高隈、牛根等は、草木□□の外は皆いたみ候よし、市成之鹿之尾殿咄に、大名竹の竹は皆葉枯落、唐竹よりも□竹は葉もなく成候、馬のはらみたるは大かた少産致し、ふく山の牧の馬多死、子をはらみ候は皆□□候、櫻島方ほそ島は四十里之場所まで、すなふり候よし、

櫻島黒髪村、瀬戸村、脇村、有村、古里村、死人百廿七人、内衆

安永八年

中拾七人、百姓百九人、社人一人、鹿兒島衆死人新納殿役植村仁藏殿、御記録奉行本田新右衛門殿、御勝手書役井ノ上加兵衛殿、外に壹人名字不知、在所は西田、川田伊織様御家來一人、女中壹人、川田伊織様御家内衆、有田へ湯治江御越に御迎として、井ノ上加兵衛殿はさしこされ、船中にて煙にまかれ入水、有村瀬戸の逃し衆中百姓、下町下野山川藏にて御賄被下候、其外□加治木、福山などへ罷居候よし、近國方段々御使者有之候、

大山藤兵衛殿、飢肥、宮崎邊江さし越候處に、おび城下は厚さ四寸計、宮崎邊も此方ほごにふる、

櫻島十月廿九日、發禮殿鹿兒島御目付役の人吉井金九郎殿、御□□の處へ樽など御持せ、慰がてら一家内御差越候處に、もへふとおこりし故、舟にて御座候處、砂と輕石海降埋め、舟不動、助け船も行届きがたく、六日海上に被成御座、御娘とやら、御妹とやら、御飢死のよし、鹿兒島は十月三日迄晴天、四日方東風に相成、灰少々ふり候なり、九月十四日より大地震、十月五日迄不止、雷を夥しく、尤雷もなり候よし、

覺

男女百四十八人

内男八十二人 女六十六人

安永八年

右者、此節櫻島燃候に付、本村江立歸居住難調に付、諸士并外城衆中江、年季永代に而も其通申渡、人家來百姓濱寺門前者に而も差免、且諸外城江賃取、其外自力送越候仕付度者は、望之所へ可差越候旨、亥十一月十一日、大野隼人殿御取次を以、被仰渡候様有之候に付、

右之者共、都城移者、居付百姓成御免被仰付候間、後年宗門手札御改之節、此證文を以、居付百姓成手札申渡候、

但燃に付而は、面々格護之手札焼失爲致者も可有之候間、

銘々手札持參之上、手札引替之處可被申出候、手札無之者は、此證文を以新札可申受候、

燃に付御用御郡奉行

竹内市郎右衛門

安永八年亥十二月十五日

右松十郎太

江田五郎左衛門

都城

役人中

郡見廻中

寫

本町

西河治右衛門

三八六

西河治兵衛
小林十兵衛

中宿

小林十藏

右者、此節櫻島移者共之内、本町江二十家、内木屋出來候迄

町家江召預候處、町家江罷居中、朝夕賄方、右四人相中引受申度願出趣有之、達貴聽、神妙に被 思召上候、彌願之通賄

被仰付候條、此旨、町奉行物奉行郡方へ可被申渡候、以上、

取次

十一月卅日

北郷彦右衛門
北郷大郎兵衛

一鍋六拾

内

五ツ 三升焚

貳拾五 貳升焚

三拾 壹升五合焚 但三人方六人家内迄

一丹荷 六拾 大小 一竹柄抄 三拾

一飯具 三拾 一貝抄子 三拾

一茶碗 百四拾四人前 一庖丁 三拾

但古赤椀類に而も

一なた貳拾貳丁

外に入丁持合申候者有之、相除申候、

本文右八行品數、早々買入、又は作調可被下候、

右三拾家内入用分

一人數百四十四人 内壹人、未參付不申候、

外に拾壹人 三歳以下 内五人 生子付、狀外、

一御養ひ料一日壹人に付、赤米五合之賦にして、あわ半分、

古實代錢貳文づゝ被成下、銘々通狀を以、十日分づゝ被

召渡被下度奉存候、

本文右貳行、郡座申出候通可被下候、

一一家内に付、薪貳束づゝ三日被召渡被下度御座候、假木屋

江被召移、取付朝夕難調筈御座候、尤薪之義は自分取調仕

筈御座候へ共、逃散之者は斧なた等も持合不申候に付、右

に申上候通、早々作調方被仰付、銘々被召渡被下度奉存

候、右者、此節櫻島々永代移百姓三拾家内御免被仰付、櫻島

郡見廻衆送狀を以、追々罷越、當分町宿へ被召出候に付、

惣人數并所持道具相改申候處、右之通御座候、尤馬次所町

客屋兩所へ、假木屋調方被仰付候得共、敷物等に至、いま

だ不足仕、且又茅かべ別而龜相に有之、火用心甚念遣敷事

に御座候、猶又町客屋木屋之儀はゆり無之、寒中之折柄、

身薄者共難凌可有御座候間、割竹類にも早々調方被仰付
度奉存候、可然何分にも御吟味次第奉存候、此段御申上可
被下候、以上、

但惣人數改帳差上申候間、御見届相濟次第、被召下可被
下候、

同

十二月四日

向井與三右衛門

野田萬右衛門

芝 貞右衛門

武田太兵衛

北郷六郎兵衛殿

野邊平右衛門殿

上様札本文

右八行品數、早々買入、又は作調可被下候、

上様札本文

右貳行、郡座申出之通可被下候、

本文上様札之通申付候條、此段可被申渡候、以上、

同

十二月四日

北郷六郎兵衛

取次

本文上様札之通申付候條、此段可申渡候、以上、

櫻島移百姓竈

助八

助市

源左衛門

松助

五郎左衛門跡

甚藏

仙左衛門

新三

龜助

〔温故年表〕

安永八年己亥九月廿九日、薩摩ニ大地震アリ、

十月朔日、午ノ刻大隅櫻島米山ヨリ焼立ツ、鹿兒島ヨリ一里半、島ノ周圍七里、高サ二十町、登リ三里半餘、里民十八村、名産多シ、號^ス薩摩富士^ト、有^ニ十ヶ寺、高免村ヨリ古里村迄六ヶ村、二ヶ寺、二里四方焼ル、焼死千餘人、十八ヶ村、人數一萬六千餘人、薩州福昌禪寺ノ天祐禪師鎮^レ火、

〔田所氏記録〕

安永八亥年十月朔日、五ツ時比、一天かき曇り、灰の如き砂降ル、○紀伊國田邊翌二日、朝迄降積り、田邊は一寸程、熊野邊は餘程厚く積み候由、印南村々上之筋は降り不申由、大雪の如し、風吹候へば屋根々吹おろし、家々難義致候、一兩日は戸をさし居申候、

同月二十九日己卯、京都地震フ、

〔續皇年代略記〕

廿九日、地震、

十一月十日庚寅、是夜、佐渡國地強ク震フ、

〔佐渡年代記〕

十一月十日、夜大に震ふ、翌十一日朝、濁川沖海邊より登龍有りて、濁川の町家、所々破損す、

同九年三月十二日辛卯、江戸地震フ、

〔續談海〕

安永九年三月十二日、朝五時地震、しんごう甚つよし、地震はさほごにも無之候、

七月二十四日辛丑、是夜、佐渡國地震フ、

〔佐渡年代記〕

安永九庚子年七月廿四日、夜地震、

九月二十七日壬寅、京都地震フ、

〔二條家番所日記〕

安永九年九月廿七日壬寅、晴、申刻地震、

天明元年二月十三日丙辰、佐渡國地震フ、

〔佐渡年代記〕

天明元年二月十三日、地震ふ、

同二年七月十四日己酉、是夜、江戸地強ク震ヒ、

明朝又數、震フ、是時、相摸國最モ烈震ヲ感ジ、小

田原城市破壊シ、箱根山所々崩レタリ、

〔武江年表〕

天明二年七月十四日夜九時、十五日朝、大地震、諸人戶外へ出る、この間少しの地震は算へがたし、此節、相州大山の邊、このの外つよく、屋上より石を落し、山鳴て恐ろしかりし、又小田原はわきて甚かりしとぞ、

〔泰平年表〕

天明二年七月十四日、丑刻江戸大地震、同十五日又大地震、民家被倒、翌朝に至、十五六度震動、此時相州小田原殊に甚、箱根山及小田原城中、石垣崩、城下民家多破損、

〔續王代一覽〕

天明二年七月十四日、夜丑刻江戸大地震、同十五日、夜戌刻江戸大地震、民家ヲ破倒ス、翌朝ニ至テ、十五六度震動ス、此時相州小田原殊ニ甚シ、箱根山及城中石垣崩レ、民家多破損ス、

〔二條家番所日次記〕

天明二年八月十三日丁丑、晴、水戸宰相様俊祥院様江御使、衛守、此度江戸表大地震之段被爲聞召候に付、御見舞御使を以被仰進候也、八月十四日戊寅、晴、尾張大納言殿、中將殿江御使、主膳、

此度關東大地震之段被爲聞召候に付、御見舞被仰入候也、松平掃部頭殿、同彈正大弼殿、同攝津守殿へも御口上同斷、五味傳内、

平出雲守殿、松平安藝守殿、酒井左衛門尉殿、松平伊豫守殿、松平伊賀守殿、松平肥後守殿、松平肥前守殿、同御内室江、松平備後守殿、地震に付御見舞也、

同三年癸卯二月二日癸亥江戸地震稍、強シ、

〔武江年表〕

天明三年二月二日、大地震、

三月二十九日庚申、是夜、伊豆國八丈島ノ麥ケ島、地大ニ震ヒ、地澤ノ地陷落シテ火石ヲ雨ラシ、全島其害ヲ被レリ、

〔甲子夜話〕

江川太郎左衛門御代官所、伊豆國八丈島續麥ケ島、一當卯二月廿四日、俄ニ北大風大雨、雷光震動夥敷、神子溜舟寄ト申所大崩、赤キ砂空ニ吹上、所々ヨリ二尺三尺、或ハ三四尺降積、同日暮方相止、一同三月廿九日之夜、丑ノ刻計ヨリ大地震八度、同寅ノ剋ニ地澤ト申所ニ、大穴出來、燒石吹出、空ヨリ碎ケ、島中へ燒

天明三年

石降雨ノ如ク、人家へ焼付、神主名主始、百姓家三十間程(軒)焼失、同小屋共ニ六間、都合六十一軒、竹木不殘焼失、男女岩之陰、洞之内ニ隠レ、或鍋スリ鉢ナドヲカブリ凌、男十
一人、女三人、行衛知レズ、島之内不殘、野牛飼牛共ニ死骸
四十五疋、其外ハ一向相見得不申候、

〔温故年表〕

天明三年癸卯六月、八丈島焼ル、

○年表、六月ニ作ルハ、三月ノ誤ナルベシ、

大日本地震史料 卷之八 終